

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和4年第6回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和4年6月9日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後4時26分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員
	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	八尋 崇 教育指導課長
	森 太一 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長	飯塚 尚美 学務課長
	上遠野 葉子 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長
	門藤 敦良 支援管理課長	土田 浩己 生涯学習振興公社局長	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長
	大塚 進 西部地区建設課長	田ヶ谷 正 生涯学習支援室長	
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	佐藤 美穂 教育政策担当係員
欠 席 者	秋元 康裕 学校ICT推進担当課長 安部 嘉昭 子ども施設運営課長 蜂谷 勝己 私立保育園課長 平塚 晃夫 子ども施設入園課長 山田 勉 青少年課長 森田 路子 教育相談課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和4年6月9日

第6回足立区教育委員会定例会

午後3時00分開会

○教育長 ただいまから本年第6回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

—————◇—————

初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に近藤委員、小関委員をご指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは日程第1を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第27号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」以上。

○教育長 第27号議案について、森学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 定例会資料5ページをご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

このたび、足立区立旧江北小学校の校舎等の解体に伴いまして、教育財産の用途を廃止する必要があるため、本案を提出いたします。

用途廃止する財産ですが、項番2の一覧表に記載した建物・工作物・立木です。本案議決後に、用途廃止の手続きを進めてまいります。

以上、ご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第27号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はございますでしょうか。

○倉橋委員 江北小学校はイチョウがとても多い学校で、歴史のあるイチョウもあったと思います。移植はできないと思うのですが、何か考えはあるのでしょうか。

○教育長 学校運営部長。

○学校運営部長 イチョウ自体は廃棄いたしません。例えば、道路公園管理課で公園に植えるなど、様々な活用を考えております。

○倉橋委員 ありがとうございます。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 ほぼ全ての建造物を取り壊されて、新たな建造物になるということでしょうか。

○教育長 学校運営部長。

○学校運営部長 今回はほとんどの建物を取り壊して、新しい統合校になります。

○近藤委員 承知しました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので、これより第27号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

—————◇—————

次に、日程第2を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第28号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」以上。

○教育長 第28号議案について、森学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 定例会資料8ページ、第28号議案説明資料をご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

このたび、足立区立旧高野小学校の校舎等の解体に伴い、教育財産の用途を廃止する必要があるため、本案を提出いたします。

用途廃止する財産ですが、項番2の一覧表に記載した建物・工作物・立木です。本案議決後に、用途廃止の手続を進めてまいります。

以上、ご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第28号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問はございますでしょうか。

倉橋委員。

○倉橋委員 校庭に夜間用照明があったと思うのですが、項番2の一覧表には含まれておりません。廃棄しないということでしょうか。

○教育長 学校運営部長。

○学校運営部長 夜間用照明については確認いたします。

○倉橋 よろしく申し上げます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 先ほどの江北小学校と同じ質問になりますが、こちらについても、ほぼ全ての建造物が取り壊されて、新たな建造物になるということでしょうか。

○教育長 学校運営部長。

○学校運営部長 そのとおりです。

○近藤委員 承知しました。

○教育長 ほかにはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので、これより第28号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することいたします。

-----◇-----

次に、日程第3を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第29号議案「権利の放棄の送付について」以上。

○教育長 第29号議案について、田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 議案説明資料10ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

足立区立図書館では、返却期日を超過した利用者に対して、定期的に督促を重ねております。当議案は、返却見込みのない未返却図書資料について、返還請求の権利を放棄するものです。

放棄する権利の内容ですが、「返却期日から10年超過した資料」と「返却期日から5年超過且つ督促先不明となった資料」に関する返還請求権です。

債務者及び対象資料につきましては、人数が419名、金額が約169万円余、冊数としまして1,220冊です。こちらの権利を放棄するものです。

なお、11ページの項番1「権利の放棄に至った経緯」ですが、平成26年度の監査において、長期未返却の図書について、効果的な督促の在り方に関する意見・要望を受けました。

平成28年度からは、長期なもので返却見込みのない図書資料については、議決により返還請求権を放棄して、短期的なものについては、督促効果の高い1年以内の未返却者に対する訪問での督促強化を図っております。

次に、13ページの項番4(2)の訪問督促の実績です。イに記載のとおり、令和3年度は区職員が10年以内の区内在住の未返却者全てに訪問督促を実施いたしました。ご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第29号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質問は何かございますでしょうか。小関委員。

○小関委員 どのような方の未返却が多いのでしょうか。

か。「若年者・高齢者、男性・女性、就業者であるかどうか」等、わかる範囲で教えてください。

また、返却率の向上を図るためには、返却方法の工夫が必要だと思うのですが、現在取り込まれている取組を教えてください。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 ご質問いただきました2点についてお答えいたします。

まず、未返却者についてです。正確な性別等の把握は行っておりませんが、令和3年度に実施した区内在住者への訪問では、30代から50代ぐらいの方が多くなっております。

次に、返却方法の工夫についてです。昨年度からは、督促だけでなく、返却しやすくするための工夫を進めております。例えば、「図書館閉館中のブックポストでの返却」「ブックポスト営業時間」の周知です。

○教育長 よろしいでしょうか。

○小関委員 承知しました。

○教育長 ほかにはよろしいでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 放棄する権利の内容についてです。

「返却期日から5年超過且つ督促先不明となった資料」については、今後手の打ちようがない。

また、「返却期日から10年超過した資料」については、相手がどこにいるかが分かっているにもかかわらず返却の可能性が無い、もしくは低い。

このため、督促を続けられない方針であると理解したのですが、間違いはないでしょうか。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 委員ご発言のとおりです。

監査からの指摘を受け、訪問による督促等を実施しましたが、長期間延滞している方の返却率はすごく低い状況です。

一方、短期間の延滞者については、一定程度働きかければ返却していただける傾向が見られましたので、こちらに力点を置いてやっております。

○教育長 倉橋委員。

○倉橋委員 高額な図書を複数借りて未返却のケース

も見受けられますが、このような方に対する対応は考えているのでしょうか。例えば、高額な図書については冊数制限を設けるなどの取組はされているのでしょうか。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 現時点では、本を多く借りる方に対して、個別のお声掛けはしておりません。お声掛けが難しく、返却前提で借りていただいているためです。

今回の対象者には、高額な図書を複数借りていた方も含まれておりますので、今後何ができるかを検討したいと思います。

○教育長 早川委員。

○早川委員 貸出冊数については、他区の状況も踏まえて検討すべきではないでしょうか。少し減らしても良いのではないかと思います。貸出冊数の制限は、個別のお声掛けをするよりも簡単だと思います。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 貸出冊数についてですが、多くの方に多くの本を借りていただきたいと考えて進めてきた経緯もありますので、メリット・デメリットを比較して議論する必要があると思っております。

先ほど、ご説明しそびれてしまったのですが、少し前から1万円以上の本については、原則貸出を行わない運用に変更しております。

○教育長 ほかはよろしいでしょうか。

ないようですので、これより第29号議案「権利の放棄の送付について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

田ヶ谷生涯学習支援室長は、これで退席させていただきます。お疲れ様でした。

-----◇-----
次に、日程第4を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第30号議案「旧高野小学校解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第30号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 お手元の資料15ページ、第30号議案説明資料をご覧ください。

江北小学校との統合がございました、旧高野小学校の校舎解体の工事契約議案を議会に提出するにあたり、地教行法第29条の規定により、区長から教育委員会の意見を求められております。これに対して、異議はないものとする提案の議案です。

契約の相手方、契約金額、工事内容等につきましては、資料に記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお申し上げます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第30号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。倉橋委員。

○倉橋委員 工期について、「区議会での議決日の翌日から」となっていますが、具体的にはいつになるのでしょうか。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 今回の区議会定例会は6月20日から始まり、6月28日に中間本会議、7月6日が最終日で議決となります。

○倉橋委員 実際に工事が始まるのはもう少し先ということでしょうか。

○教育長 解体工事の場合、事前に周辺のお宅へ家屋調査に入ります。したがって、契約後1か月程度はそのような調査を実施して、実際の工事に入るのはもう少し先になるかと思えます。

○倉橋 承知しました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 契約金額は3億円超えとなっていますが、この金額は適正と言える金額なのでしょうか。

○教育長 東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 最近の解体工事につきましては、アスベストの含有がある場合、この程度の金額になっております。

○近藤委員 アスベストの除去工事が入っているのですね。承知しました。

○教育長 ほかによろしいですか。ないようですので、これより第30号議案「旧高野小学校解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

-----◇-----
次に、日程第5を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第5、第31号議案「西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第31号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元の資料20ページ、第31号議案説明資料をご覧ください。

西保木間小学校校舎の全体保全計画にかかる外壁改修その他工事の契約議案を議会に提出するにあたり、地教行法第29条の規定により、区長から教育

委員会の意見を求められております。これに対して、異議はないものとする提案の議案です。

契約の相手方、契約金額、工事内容等は、資料に記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第31号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はよろしいでしょうか。早川委員。

○早川委員 先ほどの高野小学校の落札率が81%で、今回の保全計画の落札率が95%です。この差はどのような理由で生じているのでしょうか。解体と改修の違いによる差なののでしょうか。また、80%が基準になっていたりするのでしょうか。

○教育長 東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 工事内容で金額に差が出ることはあります。区としては、適正な価格で設計金額を出しており、そこから各事業者の競争によって金額が決定されます。したがって、80%が基準といった取り決めはございません。結果として、このような金額になったということです。

○教育長 1件1件の工事内容は異なりますので、あくまでも競争の結果により、このような金額になったと理解いただければと思います。

○早川委員 承知しました。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので、これより第31号議案「西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決

することにいたします。

-----◇-----

次に、日程第6、第32号議案は、足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書による人事に関する事件、その他の事件でありますので、非公開の会議にしたいと思います。

お諮りいたします。第32号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本議案につきましては、非公開とさせていただきます。

(傍聴者 退席)

----- (非公開議案審議中) -----

(傍聴人 入室)

-----◇-----

次に、日程第7、教育長報告を議題といたします。

今回は、各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は全ての報告が終了いたしましたら、一括でいただくようお願いいたします。

それでは(1)から(3)について、田巻教育政策課長、お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長 資料の24ページをお開きください。

まず最初に、「足立区教育振興ビジョン」の修正についてです。別添資料1と併せて、ご確認ください。

今回、令和2年3月に策定いたしました教育振興ビジョンについて、一部修正を行いましたので報告いたします。

修正内容は大きく分けて3点です。

1点目は、教育振興ビジョン点検・評価委員から提言をいただきましたので、その内容を反映いたしました。「児童・生徒の適切な意思決定や行動選択を行う力を確認するような指標を入れたら良いのではないか」との提言を受けて、歯磨きや運動習慣に関する指標を追加しております。

2点目は、ICT関連です。教育振興ビジョン作成当時から、GIGAスクール構想は大きく進展しております。これに伴い、適切な指標設定が必要となったため、ブラッシュアップした指標を追加しております。

3点目は、その他です。具体的には、AIドリルに関する記載の追加、事業を廃止した数学チャレンジの反映等を行っております。詳しくは、別添資料1をお目通しいただければと思います。

続きまして、資料25ページの「令和3年度小学校図書館支援派遣事業の「年度末報告書」について」です。

項番1に記載しておりますが、現在、学校図書館支援員を小学校全69校に、週2日・1日6時間派遣しております。

項番2には、年間の貸出冊数の推移を記載しております。令和3年度は、年間の総貸出冊数、1人当たりの貸出冊数ともに、前年度を少し上回りました。コロナ禍を踏まえながら、各学校が工夫して図書館活用に取り組んだ成果だと考えております。

次ページをお開きください。項番3の学校図書館支援員の業務についてです。コロナ禍で感染対策をしながら様々な工夫をしております。

各小学校において、ブックトーク、オリエンテーション等のコロナ禍でも密を避けながらできる取組が実施されていたことが数字からも見て取れます。

次に、令和4年度に向けた、令和3年度の取組を終えての振り返りです。派遣事業2年目ということ

で、図書館支援員と学校との連携は深まっておりますので、さらなる活用を図ってまいります。また、令和3年度は感染対策をしながらも様々なイベントを実施いたしましたので、令和4年度についても、これらを踏まえつつ、さらなる充実を図ってまいります。

続きまして、27ページです。学力定着推進課の「中1夏季勉強合宿の実施について」を報告いたします。

中学1年生の早い段階において算数のつまずきを解消することを目的に、例年夏休みに宿泊型の合宿を実施しております。しかし、一昨年、昨年と、ここ2年はコロナ禍により中止せざるを得ませんでした。

今年度は、感染対策をしながら実施して、1人でも多くの生徒のつまずきを解消したいと思っております。

実施日程、会場については項番4、5に記載のとおりです。

なお、項番6には、感染対策を踏まえた前回からの変更点を記載しております。「実施期間の短縮」「人数を絞った定員制での実施」を考えております。

私からの報告は以上です。

○教育長 次に(4)について、八尋教育指導課長、お願いいたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 資料28ページをご覧ください。

「令和3年度いじめ認知・解消の状況について」です。所管部課名は記載のとおりです。

令和3年度のいじめの認知状況ですが、令和2年度からの引継ぎのもの、令和3年度新規認知件数を合わせまして、項番1(3)に記載のとおり8,355件です。前年度比で466件増加している状況です。

これは、授業時数の増加が影響していると考えております。ちなみに、令和元年度のいじめの認知件数は約9,000件で、その前年は1万件を超えておりました。

項番2に記載のとおり、解消件数も増加しております。授業時数が伸びたことによる認知件数の増加がある一方で、解消件数と解消率も向上しております。

小さなトラブルであっても、いじめとの認識を持って対応しております。解消に向けて、引き続き取り組んでまいります。以上です。

○教育長 次に（5）について、森田学校支援課長、お願いします。

学校支援課長。

○学校支援課長 資料29ページをお開きください。

「あだち放課後子ども教室の令和3年度実施状況について」です。

令和3年度の放課後子ども教室は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。（1）アに記載のとおり、年間を通じて一時休止と再開を繰り返した教室が多くなりました。

開催・休止の状況は、表に記載のとおりです。

教育委員会としては、イに記載のとおり、各放課後子ども教室実行委員会の意向を尊重しながら、継続的な実施を依頼いたしました。

次に30ページです。全学年実施校、週5日実施校はともに68校です。項番1（2）イおよび項番1（3）イに記載のとおり、令和3年度については、1年生の受入れを行わなかった学校や一部曜日を休止する学校等がありました。

登録児童数、参加児童数、開催日数等については記載のとおりです。コロナ禍の影響で低い実績となっております。

31ページは、令和2年2月に策定いたしました「新・足立区放課後子ども総合プラン」の目標達成状況です。

「イ 体験プログラムの充実」「ウ 夏休み実施校数」につきましては、コロナ禍の影響により、軒並み実績が目標に達しなかったという結果です。

今後ですが、安定した運営を支援するために、感染症対策を取りながら、引き続き実行委員会、学校、支援室で調整を図ってまいります。以上です。

○教育長 次に（6）について、飯塚学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長 件名、所管部課名は記載のとおりです。

令和4年2月4日、中川北小学校に納品された牛乳を検品したところ、牛乳パック内に3センチ程度のビニール片が確認されました。

これを受けて、全小・中学校における当日の牛乳提供を中止したことについての経過報告です。

この件により発生した提供中止の牛乳費用および回収処分費について、区と雪印メグミルク株式会社の間で和解が成立し、専決処分をしたため報告いたします。

和解内容ですが、2月4日飲用分と翌日飲用分として納品された分の牛乳について、本件全体にかかる費用4,819,716円のうち、区が350万4,392円、雪印メグミルク株式会社が131万5,324円を負担することで和解いたしました。

経過は項番2に記載のとおりです。説明は以上です。

○教育長 次に（7）から（8）について、菊池子ども政策課長、お願いします。

子ども政策課長。

○子ども政策課長 それでは資料33ページをご覧ください。

私からはまず、「新型コロナウイルス感染症対策事業に関するアンケート結果について」を報告いたします。件名、所管部課名は記載のとおりです。

これまで、区は様々な新型コロナウイルス感染症対策事業を行ってまいりました。今回、これまでの効果検証を行うとともに、今後想定される第7波の感染拡大に備えた事業展開を図るため、アンケートを実施いたしました。

まず、項番1のアンケート概要です。対象施設439事業所、回答率52.6%という結果です。

アンケート結果につきましては、項番2をご覧ください。記載のとおり、事業を利用いただいた場合については、「役立った」「継続希望」が多く

なっております。

今後につきまして、34ページをご覧ください。見えてきた課題としては、給付金などの金銭的支援を必要としている施設がまだまだ多く、継続の必要があるということです。今後、本アンケートを踏まえまして、引き続き必要とされる補助金の支給等も含めた支援を実施してまいります。

なお、10ページ以降に、詳細な資料を掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、資料39ページをご覧ください。

「配慮が必要な園児を見守る体制の強化について」を報告いたします。件名、所管部課名は記載のとおりです。

現在、配慮が必要な園児につきましては、項番1に記載のとおり、施設入所の際と進級時に、小児科の医師及び心理士の方々を構成員とした発達支援委員会で、支援の程度を判定し、その結果に基づいて、保育補助職員を配置しております。

しかしながら、項番2に記載の問題点があり、事故の要因にもなっているため、この問題点を解決するために、規定の一部を見直したいと考えております。

見直しの内容は、項番3に記載した3点です。

1点目として、年度途中で保育補助職員の追加配置を可能といたします。

2点目として、4・5歳児クラスに対する職員配置基準を改正し、必要に応じて補助職員の追加配置を可能といたします。

最後に3点目として、園からの要請を受けた際、心理士と保育士による巡回支援を実施いたします。これは、7月に1回実施することで、園児と園への支援を強化することを考えております。

引き続き、40ページをご覧ください。今後の方針ですが、まず各園長会などで制度の周知を行います。補助職員の必要経費につきましては、補正予算に計上させていただき、議決を得られた際には実施してまいります。私からの報告は以上です。

○教育長 次に(9)について、蜂谷私立保育園課長、

お願いします。

私立保育園課長。

○私立保育園課長 私からは、「令和4年4月1日の保育所等利用待機児童の状況について」を報告いたします。資料42ページをご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

昨年度、ようやく待機児童がゼロになったところですが、今年度は集計の結果1名の待機児が発生いたしました。この1名は、竹の塚地域の3歳児のお子さんです。

ご両親がともに求職中であることから指数や優先順位が低くなり、この方の順番になった時には、ご希望だった近隣園の枠が全て埋まっていたという状況です。

近隣に空いていた園もありましたが、ご自宅からの距離が1.7キロであり、東京都の基準に照らし合わせると待機児の扱いとなるため、4月1日時点の待機児1名として計上しております。

なお、このお子様につきましては、ご希望の園に空きが出たため入園案内をしたのですが、内定を辞退した後に、現在は区外へ転出されております。

したがいまして、現時点では待機児童ゼロの状況ですが、4月1日時点では一時的に待機児童が出てしまったということです。

なお、今回待機児童が出た地域につきましては、区立園の入園抑制等を行っておりませんので、私立保育園の数が全く足りない状況ではありません。

来年度につきましては、このようなことがないように努めてまいります。説明は以上です。

○教育長 次に(10)から(11)について平塚子ども施設入園課長、お願いします。

子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長 まず、「小規模保育室の閉園について」を報告いたします。資料48ページです。所幹部課名は記載のとおりです。

小規模保育事業者から、「経営上の理由により運営している園を閉園したい」との相談を受けておりました。財務状況の報告や運営状況のヒアリングを

踏まえた結果、これ以上の運営は困難であると判断したため、閉園の方向で調整したいと考えております。

対象施設は「ぴっころきっず新田」です。所在地は足立区新田2-8-3です。閉園予定日は令和5年4月1日です。

在園児は6名です。0歳児1名、1歳児1名、2歳児4名の計6名が在籍しております。在園児につきましては、来年4月の入所募集が11月から12月頃に開始となるため、その前に受け入れ先の調整をする予定です。

補助金の清算についてです。開園時に施設整備のための補助金を支給しておりますが、当園は開園から5年以上経過しております。したがって、規程上、清算の必要はございません。また、財産処分が見込まれるような高額物品の購入報告もありませんので、財産については、一切清算の必要がないものと認識しております。

当園閉園後の新田地域における入所予定児童数の状況ですが、令和5年予測は表のとおり、0歳児32名、1・2歳児172名の計204名です。

この需要数の見込みに対して、当園閉園後の入所定員数は、0歳児41名、1・2歳児184名と上回っておりますので、特に問題はないと認識しております。

続きまして、「保育施設入所審査に係る情報連携の実施について」です。資料は49ページです。

保育施設入所審査の際、住民税情報を一部閲覧して優先順位を付けることがあります。

1月1日時点で足立区外に住民登録があり、その後区内へ転入された方が、保育施設の入所申込みをした場合、これまでは課税証明書の添付を求めておりました。

今回、マイナンバーによる情報連携を利用して、住民税の課税自治体に照会をかけることで、課税証明書添付の手間を省くことを考えております。

毎年、約900世帯程度の住民税情報が閲覧できず、課税証明書の添付を依頼しておりますので、こ

の方々にはメリットがあると考えております。

手続きを進めるにあたっては、マイナンバーの独自利用事務になるため、区の条例を改正する必要があります。

今後のスケジュールです。最短では、9月議会に条例改正の議案を提出し、議決が得られた際には、10月に国への申請手続きを実施いたします。国の審査が、おおむね半年以上かかるため、現状のスケジュールでは、来年11月頃から令和6年4月入所分について、マイナンバーによる情報連携を利用した住民税情報の閲覧が可能となります。

備考欄に記載しておりますが、今回の件に関連したシステム改修は不要であり、経費はかかりません。

他自治体の例としては、資料に記載のとおり、江東区が平成29年8月から、同様の形で利用しております。現在、23区の中で12区ほどが、同様の手続を進めております。

今後、条例の所管課であるICT戦略推進担当課に、区議会宛での条例改正議案の提出を依頼してまいります。説明は以上です。

○教育長 次に(12)から(13)について、森田教育相談課長、お願いします。

教育相談課長。

○教育相談課長 私からはまず、「令和3年度の不登校児童・生徒数及び支援について」を報告いたします。

資料50ページをご覧ください。所管部課名は記載のとおりです。

項番1の令和3年度不登校児童・生徒数です。小学校は318人、前年度比でプラス6人です。中学校は678人、前年度比でプラス13人です。合計996人で、前年度比でプラス19人となっております。

(2)は学年別不登校児童・生徒数です。次ページに学年別の推移を記載しております。

(3)は令和3年度の傾向です。不登校児童・生徒数が19人増加した一方で、出席扱いとした児童・生徒も251人増加して510人になりました。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うオンラインの授業配信等で学校とつながり、出席扱いの児童・生徒が増えたことによるものです。

(4)は「学年別前年度比較」です。

次ページの(5)は「欠席日数別不登校児童・生徒人数及び出席扱い人数」です。

(6)は「欠席日数別不登校児童・生徒の学年別人数内訳」になっています。こちらは記載のとおりです。

続いて、項番2の学校種別の増減と主な要因です。小学校では、増加した学校が27校、減少した学校が33校です。中学校では、増加した学校が18校、減少した学校が17校です。

主な増減要因は次ページにかけて記載しております。増加理由は、小学校・中学校ともに、「保護者の精神的な不安により子どもが登校できなくなる」「生活リズムの乱れによる不登校」が多く見られました。

減少理由は、「オンラインによる学習支援」「チャレンジ学級等の学校以外の支援場所につながったことによる安定」などが見られました。

続いて、項番3の主な不登校の要因(上位5項目)は記載のとおりです。

続いて、項番4の不登校児童・生徒への今後の支援です。

小学生に対しては、学校とのつながりを保つことが不登校の長期化を防ぐために不可欠であることから、タブレット端末を活用して、学校とつながることに重点を置いて支援いたします。

中学生に対しては、学校でのICTを活用した支援を行います。これとともに、チャレンジ学級・あすテップにおいて、授業のオンライン配信を充実させ、通級生が自宅からでも受講できるようにすることで学習の機会を増やします。

続いて、項番5のNPOと連携した居場所を兼ねた学習支援(不登校支援)の状況です。

支援人数は合計67人です。北部地区は、令和3年度10月からのスタートであるため、支援人数は

少ないですが、今年度は順調に見学等が増えております。支援結果については、記載のとおりです。

続いて、項番6の家庭学習支援事業の状況です。

こちらは令和3年度の新規事業です。

家庭への講師派遣事業であり、支援人数、支援結果は記載のとおりです。

児童・生徒へのアンケートでは、「(児童・生徒本人が)学校・勉強について肯定的な気持ちが大きくなった」との回答が半数を超えました。また、ほとんどの保護者から、肯定的な意見が寄せられました。アンケート結果については、55ページの項番6(4)(5)に記載しております。

最後に、項番7の令和4年度ICTを活用した支援です。

まず、今年度、不登校オンライン支援のモデル校4校を指定し、モデル校で実施しているICTを活用した不登校支援の実践例や好事例を全校へ共有いたします。

次に、登校のきっかけ作りとするための授業の録画等をプロジェクトチームで検討していきます。

次に、学校と家庭をつなぎ、対面相談への契機とするため、スクールカウンセラーによるオンライン相談を行います。6月から順次開始できるようにしてまいります。引き続き、不登校児童・生徒への支援をしてまいります。

続きまして、56ページの「令和3年度のスクールソーシャルワーカー(SSW)活動実績について」を報告いたします。

令和3年度のスクールソーシャルワーカーの主な活動ですが、校内会議への参加等を通じて教職員・スクールカウンセラー・関係機関との情報及び支援計画の共有を行いました。

また、家庭訪問を通じた、児童・生徒、保護者の状況確認や学校以外の居場所へのつなぎなどの直接支援を行いました。

支援の対象となった児童・生徒数の総件数は473人です。

令和4年度の実施内容は記載のとおりです。スク

ールソーシャルワーカーを3人増員したことで、平均担当校数を減らし、小学校への定期訪問回数を月1回から月2回へ増やしております。

また、今年度は福祉事務所との連携強化のため、年2回の連絡会を開催して、組織的な連携体制を図ってまいります。

57ページをご覧ください。項番3の令和3年度の訪問活動等、および項番4の活動による成果は、記載のとおりです。様々な関係機関との連携や適切な引継ぎにより、改善率は令和2年度の32.66%から6ポイント増加して、38.69%になりました。

引き続き関係機関と連携して、児童・生徒、保護者への支援を充実させてまいります。説明は以上です。

○教育長 次に(14)について、高橋子ども家庭支援課長、お願いします。

子ども家庭支援課長。

○子ども家庭支援課長 私からは「児童虐待対応の連携強化に関する警視庁との協定・覚書の締結について」を報告いたします。

お手元の資料58ページをご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

児童虐待対応におきましては、関係機関が緊密に連携して情報共有し、早期発見・早期対処していくことが必要であることから、警視庁生活安全部少年育成課・区内4警察署と、資料のとおり協定・覚書を締結しましたので報告いたします。

まず、協定についてです。名称は「児童虐待対応の連携強化に関する協定」です。締結者は、区長と警視庁生活安全部少年育成課長です。

内容は、情報共有、虐待予防・早期発見に視点を置いた支援に向けての警察情報の活用等です。

次に、覚書についてです。覚書につきましては、区長と都内4警察署で締結しております。

内容は、情報共有、児童の安全確認時における連携、平素からの連携等です。

締結日は記載のとおりです。

項番4の協定・覚書締結の目的です。

1点目は、現在警視庁と児童相談所が行っている情報共有と同水準の情報共有を図ることです。

区は危険性が高くなる可能性のある虐待情報を受け付けた場合、警視庁生活安全部少年育成課に情報提供します。警察は、受け取った情報を活用して110番通報等々があった場合の対応を進めます。

また、区内4警察署が児童虐待の疑いで調査した事案の共有も行います。(区は警察から)110番通報のあった家庭の関連情報を毎月1回提供してもらいます。

2点目は、虐待予防・早期発見に視点を置いた支援に向けた警察情報の活用です。児童虐待が潜在しており、その発見が困難となる家庭について、区が警察と情報共有することで、児童虐待の注意を要する家庭であるかを総合的に判断して、虐待予防・早期発見に視点を置いた支援につなげます。

項番5の個人情報の取扱いについてです。本件については、個人情報保護審議会に報告しております。

今後の方針ですが、引き続きリスクの高い虐待事案に対しては、早期発見に視点を置いた支援を進めたいと考えております。私からは以上です。

○教育長 次に(15)について、臺東部地区建設課長、お願いします。

東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 資料59ページをご覧ください。

私からは、「東湊江小学校施設更新事業に伴う設計等業務委託について」を報告いたします。件名、所管部課名は記載のとおりです。

項番1の契約概要です。まず、契約受託者は株式会社相和技術研究所です。

次に落札結果ですが、契約金額は1億9,195万円で落札率87.25%です。

次に契約期間ですが、契約日の翌日である令和4年5月17日から令和10年2月29日で、期間としては5年8か月間です。

項番2の今後の予定です。令和7～8年度に新校舎建設、令和9年度に仮設校舎解体等の予定で進め

たいと考えております。

今後の方針ですが、地域住民や検討協議会等の方々と十分な協議を行いながら、学校運営に支障がないようスケジュール管理を徹底していきます。私からは以上です。

○教育長 ただいま各所管から報告事項の説明がありました。これらの件につきまして、各委員よりご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。早川委員。

○早川委員 「令和3年度の不登校児童・生徒数及び支援について」です。

令和3年度の不登校児童・生徒数の合計は996名となっています。この中には、オンラインにより出席扱いとした児童・生徒251人も含まれているのでしょうか。

○教育長 教育相談課長。

○教育相談課長 996人の中に含んでおります。

○早川委員 校長会で話を聞いた際、オンラインのメリットとして、生存確認すら困難だった子とつながることができた点が挙げられていました。このような子は何人ぐらいいるのでしょうか。

○教育長 子ども家庭支援課長。

○子ども家庭支援課長 正確な統計はありませんが、年間で10件以下だと思います。

昨今の状況として、居所不明になってしまう児童・生徒もおりますので、安否確認は丁寧に進めております。

○早川委員 生存確認すら困難となっている子についても、不登校児童・生徒数に含まれているとの認識で良いでしょうか。

○教育長 子ども家庭支援課長。

○子ども家庭支援課長 学籍がない子はあまりいないため、そのように認識していただいて結構です。

○早川委員 承知しました。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 「令和3年度いじめ認知・解消の状況について」です。

令和3年度の解消率83.8%は非常に良い結果だと思っておりますが、私もスクールカウンセラーをやっておりますので、「いじめを無くすこと、解消すること」の難しさを肌で感じております。

ここで言われている「解消」とは、どのような定義なのでしょう。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 子ども同士が納得のうでで和解し、その後3か月間を継続的に見た中で同じことが起きていないことを確認した時点で「解消」としております。

○近藤委員 そこまでやっておられるのは、非常にしっかりしたフォローアップだと思います。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。小関委員。

○小関委員 2点、伺います。1点目は、「保育施設入所審査に係る情報連携の実施について」です。

この取組は足立区独自の取組なのでしょうか、それとも他自体でも同様の取組をしているのでしょうか。

事務手続の簡略化や保護者側の負担権限に繋がることはわかるのですが、マイナンバーの利用について抵抗感のある方もいると思いますので、有用性を広く周知することが必要だと考えます。その辺りの見通しはどのようにお持ちでしょうか。

2点目は、「令和3年度のスクールソーシャルワーカー（SSW）活動実績について」です。

先ほど、ケースワーカーとSSWの連携が取れていないため、年2回の連絡会を開催するとの報告がありました。大事なことだと思いますので、必ず実施して、どのような内容であったかを報告してください。

次に、研修についてです。各教員には研修を通じてSSWの役割等を伝えていますが、定着していないと感じます。研修回数の増加や組織の連携により定着を進めてください。

最後に、SSWの人材育成についてです。私は平成27年に3人のSSWが入った頃から知っておりますが、この3人は素晴らしい方々です。ぜひ、人

材育成に力を入れていただきたいと思います。

- 教育長 まず1点目について、子ども施設入園課長。
- 子ども施設入園課長 マイナンバーの利用について、ご心配になるのはもっともだと思っております。取扱いに十分注意するとともに、しっかりと説明しなければいけないと認識しております。

マイナンバーの利用状況ですが、現状でマイナンバーを利用しているのは、保育料の決定についてです。住民情報の中に入っているマイナンバーを利用して、課税状況を照会することは法律上可能となっており、既に実施されています。

今回の入所審査に関しては、あくまでも区の独自利用という形になるため、条例を制定したうえで、国にお伺いを立てて進めることとなります。先ほどもご説明しましたが、23区中12区で既にこの手続は進められております。

- 小関委員 入所審査に利用されているということでしょうか。
- 子ども施設入園課長 そのとおりです。入所審査の際に、住民税の低い方を優先する項目があるため、その際に利用することになります。

- 教育長 次に2点目について、教育相談課長。
- 教育相談課長 まず、ケースワーカーとの連絡会についてです。昨年度までも担当者レベルでの連携はしておりましたが、組織間の連携が不足しておりましたので、今年度は2回の連絡会を実施いたします。その際には、また報告させていただきます。

次に、学校へのSSWの周知についてです。SSWの活動内容や活用事例を校内研修等で報告するなど、SSW自身が情報発信していけるように学校へ働きかけたいと思います。

最後に、人材育成についてです。今年度も新規のSSWを募集しております。現在、新規のSSWには、平成27年から在籍している3名の統括のうちの1名が付いて育成しております。今後も、研修や統括からの指導等を通じて、人材育成をまいります。

- 教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょう

か。倉橋委員。

- 倉橋委員 1点目は、「足立区教育振興ビジョン」の修正についてです。教育振興ビジョンは、誰を対象に発行しているのでしょうか。「足立スタンダード」という言葉が複数出てくるのですが、※印でしか説明されておられません。理解していること前提で書かれていることに疑問を持ちました。

2点目は、「配慮が必要な園児を見守る体制の強化について」です。園から相談を受けて、職員が追加配置されるまでには、どの程度の時間を要するのでしょうか。配慮が必要であると判断されるまでに時間がかかる点が気になりました。

- 教育長 1点目について、教育政策課長。
- 教育政策課長 計画策定の趣旨につきましては、教育振興ビジョンの2～3ページに法的な根拠等を記載しております。

基本的には、行政計画として施策・事業を体系的に網羅したものであるため、職員目線で作っている部分があります。この点については申し訳ございません。

一方で、議会や区民の皆さんに公表しておりますので、分かりやすく作成すべきだと考えております。この点については、今後修正の都度、ブラッシュアップしてまいります。

「足立スタンダード」の記載につきましても、分かりづらくなっており申し訳ありませんでした。教育委員会や学校現場において「足立スタンダード」に関する共通認識があったため、区民の皆様への説明が不足しておりました。

※印で補足説明をしておりますが、「足立スタンダード」は分かりやすい授業をするための授業の基本型です。今後、様々な広報媒体も含めて、分かりやすい表現に努めてまいります。

- 教育長 2点目について、子ども政策課長。
- 子ども政策課長 「配慮が必要な園児を見守る体制の強化について」お答えいたします。

園から相談があった際、お子さんの状況確認については即時対応いたします。一方、発達支援委員会

は年8回であるため、随時というわけにはいきません。緊急時の追加についても検討はしておりますが、もうしばらく時間がかかる状況です。

したがって、すぐに追加職員の配置が必要な場合には、近隣園の保育士を活用しながら該当園でお子さんを支援・補助できる態勢を取りつつ、職員配置を迅速に進めます。

○教育長 早川委員。

○早川委員 1点目は、「配慮が必要な園児を見守る体制の強化について」です。配慮が必要なお子さんに対して支援が強化されることに安心しました。

2点目は黙食についてです。コロナ禍が収まっていますが、黙食は続けているのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 現在も、前を向いての黙食を続けております。

○早川委員 先日Web上で、足立区のセブーンイレブン売られている「おいしい給食」関連商品の広告を見ました。広告上では、子どもたちがマスクを外して、楽しそうにご飯を食べていたのですが大丈夫でしょうか。

○教育長 それは広告用だと思います。広告で黙っているわけにはいかず、そのような形になったのではないのでしょうか。

○早川委員 承知しました。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので、報告事項は終了とさせていただきます。

その他で何かございますか。小関委員。

○小関委員 最近、ニュースでも扱われている部活動についてです。

中学校の部活動については、「土・日は先生たちが関わらない」「活動時間を平日2時間、土・日4時間とする」等、教員の負担軽減が検討されています。

もっと活動したいと考える先生もおおり、難しい問題だと思っています。

国や都の方針により、今後変更となるかもしれま

せんが、現段階で足立区はどのように考えているのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 現在、国と都で、地域移行に向けた枠組みを作り始めています。

東京都は、数年後にその形で実施する意向だと聞いておりますので、それに乗らないわけにはいかないと考えております。区でも地域移行に向けた検討の準備を始めてまいります。

現状、足立区の教員には「部活を持って生活指導をしたい」「部活も教育活動の一環である」との思いを強く持つ教員が数多くおり、部活動が負担であるとの声も挙がっておりません。

一方で、子育てや諸々の事情により、土日の部活動には従事できない先生方がいることも聞いております。

これを受けて、現在区教委では、部活動指導員を順次学校に斡旋することで負担軽減を図っております。

○小関委員 承知しました。

○教育長 そのほかには大丈夫でしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第6回足立区教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時26分閉会

令和4年第6回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和4年6月9日 木曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第1 第27号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について……………	3
日程第2 第28号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について……………	6
日程第3 第29号議案 権利の放棄の送付について……………	9
日程第4 第30号議案 「旧高野小学校解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について……………	14
日程第5 第31号議案 「西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について……………	19
日程第6 第32号議案 「令和4年度足立区一般会計補正予算(第3号)(案)」に関する教育委員会の意見について……………	別冊
日程第7 教育長報告	

2 報告事項

- (1) 「足立区教育振興ビジョン」の修正について
《田巻 教育政策課長》 24
- (2) 令和3年度小学校図書館支援派遣事業「年度末報告書」について
《田巻 教育政策課長》 25
- (3) 中1夏季勉強合宿の実施について
《田巻 教育政策課長》 27
- (4) 令和3年度いじめ認知・解消の状況について
《八尋 教育指導課長》 28
- (5) あだち放課後子ども教室の令和3年度実施状況について
《森田 学校支援課長》 29
- (6) 学校給食における牛乳提供中止に関する費用負担の和解について
《飯塚 学務課長》 32
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策事業に関するアンケート結果について
《菊地 子ども政策課長》 33
- (8) 配慮が必要な園児を見守る体制の強化について
《菊地 子ども政策課長》 39
- (9) 令和4年4月1日の保育所等利用待機児童の状況について
《蜂谷 私立保育園課長》 42
- (10) 小規模保育室の閉園について
《平塚 子ども施設入園課長》 48

- (11) 保育施設入所審査に係る情報連携の実施について
《平塚 子ども施設入園課長》 49
- (12) 令和3年度の不登校児童・生徒数及び支援について
《森田 教育相談課長》 50
- (13) 令和3年度のスクールソーシャルワーカー（SSW）活動実績について
《森田 教育相談課長》 56
- (14) 児童虐待対応の連携強化に関する警視庁との協定・覚書の締結について
《高橋 こども家庭支援課長》 58
- (15) 東湊江小学校施設更新事業に伴う設計等業務委託について
《臺 東部地区建設課長》 59

3 情報連絡事項

- (1) 令和4年度区立学校周年記念式典等について [学校支援課] 60
- (2) 令和5年度新入学児童・生徒受入可能人数の公表と令和4年度第1回学校公開の
日程及び学校選択制度の周知について [学務課] 61
- (3) 事業実施報告・実施予定 [青少年課] 66
- (4) 行事実施結果・実施予定 [生涯学習振興公社] 68

第 27 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名 称	旧江北小学校
所 在 地	東京都足立区江北三丁目 50 番 1 号
種 類	P 4 のとおり
名 称	P 4 のとおり
数 量	P 4 のとおり
価 格	P 4 のとおり
用途廃止の日	本案議決後処理する。

(提案理由)

校舎等解体に伴って、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

(内訳)

旧江北小学校

東京都足立区江北三丁目50番1号

種 類	名 称	数 量	価 格
建 物	校舎 1	952.20 m ²	61,228,000
	校舎 2	1,175.92 m ²	79,899,000
	校舎 3	1,321.56 m ²	97,678,000
	校舎 4	1,441.38 m ²	90,513,000
	体育館	631.00 m ²	23,354,000
	倉庫	19.44 m ²	697,000
	倉庫 1	40.00 m ²	49,000
	倉庫 3	15.49 m ²	150,000
	給食付属室	3.12 m ²	116,000
	陶芸小屋	11.43 m ²	1,338,000
	便所	14.00 m ²	1,901,000
工 作 物	門	5 ヶ所	799,000
	万年塀	36 m	106,000
	水飲み場	3 ヶ所	295,000
	水飲み場	3 ヶ所	546,000
	プール	1 ヶ所	17,494,000
	フェンス	338 m	13,800,000
	フェンス柵	85.30 m	886,000
	門扉	1 個	188,000
立 木	いちよう 他	413 本	2,428,000

第 2 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 6 月 9 日

件 名	足立区教育財産の用途廃止の承認について																																																																			
所管部課名	学校運営部学校施設管理課																																																																			
内 容	<p>1 提案の理由 校舎等解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるため、本案を提出する。</p> <p>2 用途廃止する財産 (1) 名 称 旧江北小学校 (2) 所在地 東京都足立区江北三丁目 5 0 番 1 号 (3) 種類、名称、数量及び価格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> <th>価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">建 物</td> <td>校舎 1</td> <td>952.20 m²</td> <td>61,228,000</td> </tr> <tr> <td>校舎 2</td> <td>1,175.92 m²</td> <td>79,899,000</td> </tr> <tr> <td>校舎 3</td> <td>1,321.56 m²</td> <td>97,678,000</td> </tr> <tr> <td>校舎 4</td> <td>1,441.38 m²</td> <td>90,513,000</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>631.00 m²</td> <td>23,354,000</td> </tr> <tr> <td>倉庫</td> <td>19.44 m²</td> <td>697,000</td> </tr> <tr> <td>倉庫 1</td> <td>40.00 m²</td> <td>49,000</td> </tr> <tr> <td>倉庫 3</td> <td>15.49 m²</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>給食付属室</td> <td>3.12 m²</td> <td>116,000</td> </tr> <tr> <td>陶芸小屋</td> <td>11.43 m²</td> <td>1,338,000</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>14.00 m²</td> <td>1,901,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">工作物</td> <td>門</td> <td>5 ケ所</td> <td>799,000</td> </tr> <tr> <td>万年堀</td> <td>36 m</td> <td>106,000</td> </tr> <tr> <td>水飲み場</td> <td>3 ケ所</td> <td>295,000</td> </tr> <tr> <td>水飲み場</td> <td>3 ケ所</td> <td>546,000</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>1 ケ所</td> <td>17,494,000</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>338 m</td> <td>13,800,000</td> </tr> <tr> <td>フェンス柵</td> <td>85.30 m</td> <td>886,000</td> </tr> <tr> <td>門扉</td> <td>1 個</td> <td>188,000</td> </tr> <tr> <td>立 木</td> <td>いちょう 他</td> <td>413 本</td> <td>2,428,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 用途廃止の日 本案議決後処理する。</p>	種 類	名 称	数 量	価 格	建 物	校舎 1	952.20 m ²	61,228,000	校舎 2	1,175.92 m ²	79,899,000	校舎 3	1,321.56 m ²	97,678,000	校舎 4	1,441.38 m ²	90,513,000	体育館	631.00 m ²	23,354,000	倉庫	19.44 m ²	697,000	倉庫 1	40.00 m ²	49,000	倉庫 3	15.49 m ²	150,000	給食付属室	3.12 m ²	116,000	陶芸小屋	11.43 m ²	1,338,000	便所	14.00 m ²	1,901,000	工作物	門	5 ケ所	799,000	万年堀	36 m	106,000	水飲み場	3 ケ所	295,000	水飲み場	3 ケ所	546,000	プール	1 ケ所	17,494,000	フェンス	338 m	13,800,000	フェンス柵	85.30 m	886,000	門扉	1 個	188,000	立 木	いちょう 他	413 本	2,428,000
	種 類	名 称	数 量	価 格																																																																
	建 物	校舎 1	952.20 m ²	61,228,000																																																																
		校舎 2	1,175.92 m ²	79,899,000																																																																
		校舎 3	1,321.56 m ²	97,678,000																																																																
		校舎 4	1,441.38 m ²	90,513,000																																																																
		体育館	631.00 m ²	23,354,000																																																																
		倉庫	19.44 m ²	697,000																																																																
		倉庫 1	40.00 m ²	49,000																																																																
		倉庫 3	15.49 m ²	150,000																																																																
		給食付属室	3.12 m ²	116,000																																																																
		陶芸小屋	11.43 m ²	1,338,000																																																																
		便所	14.00 m ²	1,901,000																																																																
	工作物	門	5 ケ所	799,000																																																																
万年堀		36 m	106,000																																																																	
水飲み場		3 ケ所	295,000																																																																	
水飲み場		3 ケ所	546,000																																																																	
プール		1 ケ所	17,494,000																																																																	
フェンス		338 m	13,800,000																																																																	
フェンス柵		85.30 m	886,000																																																																	
門扉		1 個	188,000																																																																	
立 木	いちょう 他	413 本	2,428,000																																																																	
今後の方針	教育委員会で議決が得られた際は、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議し、総務部に引き継ぐ。																																																																			

第 28 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名 称	旧高野小学校
所 在 地	東京都足立区江北五丁目 4 番 1 号
種 類	P 7 のとおり
名 称	P 7 のとおり
数 量	P 7 のとおり
価 格	P 7 のとおり
用途廃止の日	本案議決後処理する。

(提案理由)

校舎等解体に伴って、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

(内訳)

旧高野小学校

東京都足立区江北五丁目4番1号

種 類	名 称	数 量	価 格
建 物	校舎 1	1,342.87 m ²	62,695,000
	校舎 2	1,045.00 m ²	49,594,000
	校舎 3	925.00 m ²	45,477,000
	校舎 4	611.00 m ²	32,189,000
	校舎 5	664.00 m ²	36,173,000
	校舎 6	646.35 m ²	38,041,000
	体育館	629.00 m ²	31,563,000
	倉庫 1	39.00 m ²	768,000
	倉庫 2	14.58 m ²	521,000
	給食控室	21.06 m ²	637,000
	陶芸小屋	11.40 m ²	1,036,000
	体育館便所	13.20 m ²	2,292,000
	プール付属屋	83.75 m ²	24,370,000
工 作 物	門	3 ケ所	572,000
	万年塀	132.1 m	298,000
	水飲場	1 ケ所	57,000
	水飲場	2 ケ所	730,000
	プール	1 ケ所	6,590,000
	フェンス	103.9 m	1,933,000
	門	1 ケ所	664,000
	万年塀	45 m	1,400,000
立 木	はなみずき他	268 本	794,000

第 2 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 6 月 9 日

件 名	足立区教育財産の用途廃止の承認について																																																																									
所管部課名	学校運営部学校施設管理課																																																																									
内 容	<p>1 提案の理由 校舎等解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるため、本案を提出する。</p> <p>2 用途廃止する財産 (1) 名 称 旧高野小学校 (2) 所在地 東京都足立区江北五丁目 4 番 1 号 (3) 種類、名称、数量及び価格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> <th>価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">建 物</td> <td>校舎 1</td> <td>1,342.87 m²</td> <td>62,695,000</td> </tr> <tr> <td>校舎 2</td> <td>1,045.00 m²</td> <td>49,594,000</td> </tr> <tr> <td>校舎 3</td> <td>925.00 m²</td> <td>45,477,000</td> </tr> <tr> <td>校舎 4</td> <td>611.00 m²</td> <td>32,189,000</td> </tr> <tr> <td>校舎 5</td> <td>664.00 m²</td> <td>36,173,000</td> </tr> <tr> <td>校舎 6</td> <td>646.35 m²</td> <td>38,041,000</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>629.00 m²</td> <td>31,563,000</td> </tr> <tr> <td>倉庫 1</td> <td>39.00 m²</td> <td>768,000</td> </tr> <tr> <td>倉庫 2</td> <td>14.58 m²</td> <td>521,000</td> </tr> <tr> <td>給食控室</td> <td>21.06 m²</td> <td>637,000</td> </tr> <tr> <td>陶芸小屋</td> <td>11.40 m²</td> <td>1,036,000</td> </tr> <tr> <td>体育館便所</td> <td>13.20 m²</td> <td>2,292,000</td> </tr> <tr> <td>プール付属屋</td> <td>83.75 m²</td> <td>24,370,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">工作物</td> <td>門</td> <td>3 ケ所</td> <td>572,000</td> </tr> <tr> <td>万年堀</td> <td>132.1 m</td> <td>298,000</td> </tr> <tr> <td>水飲場</td> <td>1 ケ所</td> <td>57,000</td> </tr> <tr> <td>水飲場</td> <td>2 ケ所</td> <td>730,000</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>1 ケ所</td> <td>6,590,000</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>103.9 m</td> <td>1,933,000</td> </tr> <tr> <td>門</td> <td>1 ケ所</td> <td>664,000</td> </tr> <tr> <td>万年堀</td> <td>45 m</td> <td>1,400,000</td> </tr> <tr> <td>立 木</td> <td>はなみずき他</td> <td>268 本</td> <td>794,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 用途廃止の日 本案議決後処理する。</p>	種 類	名 称	数 量	価 格	建 物	校舎 1	1,342.87 m ²	62,695,000	校舎 2	1,045.00 m ²	49,594,000	校舎 3	925.00 m ²	45,477,000	校舎 4	611.00 m ²	32,189,000	校舎 5	664.00 m ²	36,173,000	校舎 6	646.35 m ²	38,041,000	体育館	629.00 m ²	31,563,000	倉庫 1	39.00 m ²	768,000	倉庫 2	14.58 m ²	521,000	給食控室	21.06 m ²	637,000	陶芸小屋	11.40 m ²	1,036,000	体育館便所	13.20 m ²	2,292,000	プール付属屋	83.75 m ²	24,370,000	工作物	門	3 ケ所	572,000	万年堀	132.1 m	298,000	水飲場	1 ケ所	57,000	水飲場	2 ケ所	730,000	プール	1 ケ所	6,590,000	フェンス	103.9 m	1,933,000	門	1 ケ所	664,000	万年堀	45 m	1,400,000	立 木	はなみずき他	268 本	794,000
	種 類	名 称	数 量	価 格																																																																						
	建 物	校舎 1	1,342.87 m ²	62,695,000																																																																						
		校舎 2	1,045.00 m ²	49,594,000																																																																						
		校舎 3	925.00 m ²	45,477,000																																																																						
		校舎 4	611.00 m ²	32,189,000																																																																						
		校舎 5	664.00 m ²	36,173,000																																																																						
		校舎 6	646.35 m ²	38,041,000																																																																						
		体育館	629.00 m ²	31,563,000																																																																						
		倉庫 1	39.00 m ²	768,000																																																																						
		倉庫 2	14.58 m ²	521,000																																																																						
		給食控室	21.06 m ²	637,000																																																																						
		陶芸小屋	11.40 m ²	1,036,000																																																																						
		体育館便所	13.20 m ²	2,292,000																																																																						
プール付属屋		83.75 m ²	24,370,000																																																																							
工作物		門	3 ケ所	572,000																																																																						
	万年堀	132.1 m	298,000																																																																							
	水飲場	1 ケ所	57,000																																																																							
	水飲場	2 ケ所	730,000																																																																							
	プール	1 ケ所	6,590,000																																																																							
	フェンス	103.9 m	1,933,000																																																																							
	門	1 ケ所	664,000																																																																							
	万年堀	45 m	1,400,000																																																																							
立 木	はなみずき他	268 本	794,000																																																																							
今後の方針	教育委員会で議決が得られた際は、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議し、総務部に引き継ぐ。																																																																									

第 29 号議案

権利の放棄の送付について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大 山 日出夫

権利の放棄の送付について

下記のとおり権利を放棄する。

記

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1 権利の内容 | 図書館システムで管理している未返却図書資料に関する返還請求権 |
| 2 債務者 | 足立区梅田三丁目在住者外 418 名 |
| 3 未返却図書資料の書誌情報、受入価格、返却期日 | 別添資料 1 のとおり |
| 4 放棄の理由 | 返却期日から 1 か月を超過した利用者に対して定期的に督促を行ってきたが、10 年を経過したもの及び 5 年経過で督促先が不明なものは、返却の見込みがないため。 |

(提案理由)

権利の放棄について、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるため、この案を提出いたします。

第 2 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 6 月 9 日

件 名	権利の放棄の送付について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館
内 容	<p>区立図書館等では、返却期日を超過した利用者に対して定期的に督促を行ってきたが、返却の見込みがない未返却の図書資料について、以下のとおり返還請求の権利を放棄する。</p> <p>1 放棄する権利の内容</p> <p>図書館システムで管理している「返却期日から10年超過した資料」及び「返却期日から5年超過且つ督促先不明となった資料」に関する返還請求権</p> <p>2 債務者及び対象資料（対象資料についてはP11～13参照）</p> <p>足立区梅田在住者 外 418名（総計419名）</p> <p>（1）返却期日から10年経過</p> <p style="padding-left: 2em;">326名</p> <p style="padding-left: 2em;">884冊 1, 144, 147円</p> <p style="padding-left: 2em;">（貸出年：平成22年）</p> <p>（2）返却期日から5年経過且つ督促先不明</p> <p style="padding-left: 2em;">93名</p> <p style="padding-left: 2em;">336冊 495, 448円</p> <p style="padding-left: 2em;">（貸出年：平成27年）</p>
今後の方針	返却率の向上に向けて、督促強化のための計画を策定するとともに、あわせて利用者のマナーアップを図っていく。

1 権利の放棄に至った経緯と今後の見通し

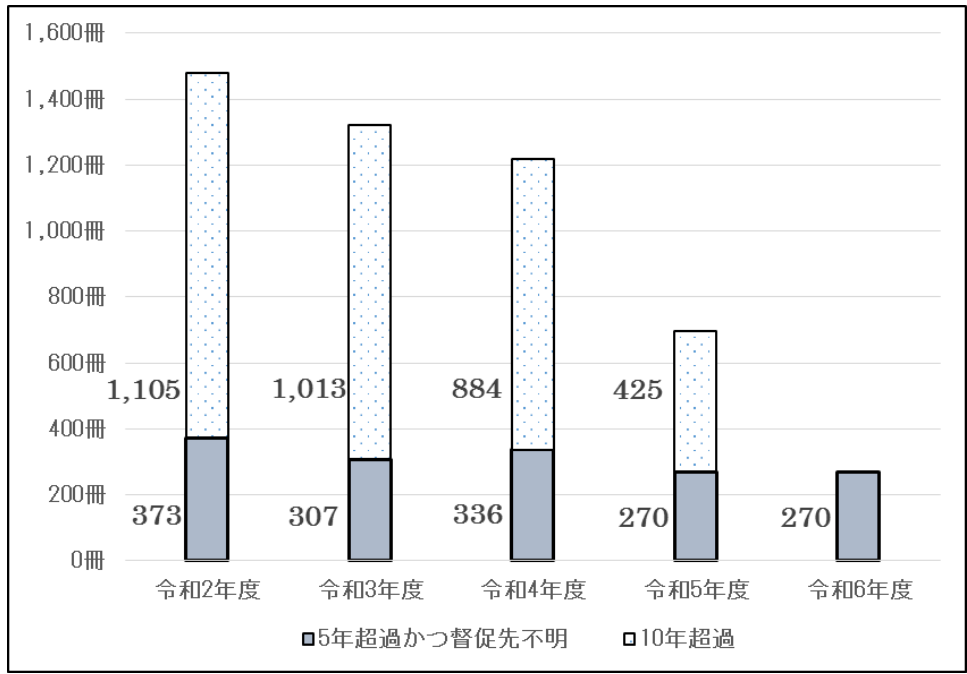
平成26年度監査において、貸出図書の特長未返却への効果的な督促のあり方について意見・要望を受けた。督促強化を図り、その結果を踏まえて、平成28年度に以下の方針を決定した。

- (1) 督促効果の高い1年以内の未返却者に訪問による督促強化を図る。
- (2) 督促を長期間行ったものや督促先が不明となったため返却見込みのない図書資料については、議決により返還請求権を放棄する。

今後も返還請求権の権利の放棄について議案を提出するが、早期督促の強化により、極力件数の減少を図る。

2 権利の放棄の件数の推移

(1) 実績及び今後の件数推移見込み



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
冊数	1,478冊	1,320冊	1,220冊	695冊	270冊
	① 1,105冊	① 1,013冊	① 884冊	① 425冊	① 0冊
	② 373冊	② 307冊	② 336冊	② 270冊	② 270冊
人数	549人	480人	419人	254人	89人
	① 420人	① 379人	① 326人	① 159人	① 0人
	② 129人	② 101人	② 93人	② 95人	② 89人
金額	1,813,867円	1,563,444円	1,639,595円	866,392円	335,138円
	① 1,321,470円	① 1,239,062円	① 1,144,147円	① 530,700円	① 0円
	② 492,397円	② 324,382円	② 495,448円	② 335,692円	② 335,138円

※ ① 返却期日から10年経過
 ② 返却期日から5年経過かつ督促先不明

(2) 令和4年度における権利の放棄の資料種別・受入金額内訳

ア 資料種別内訳

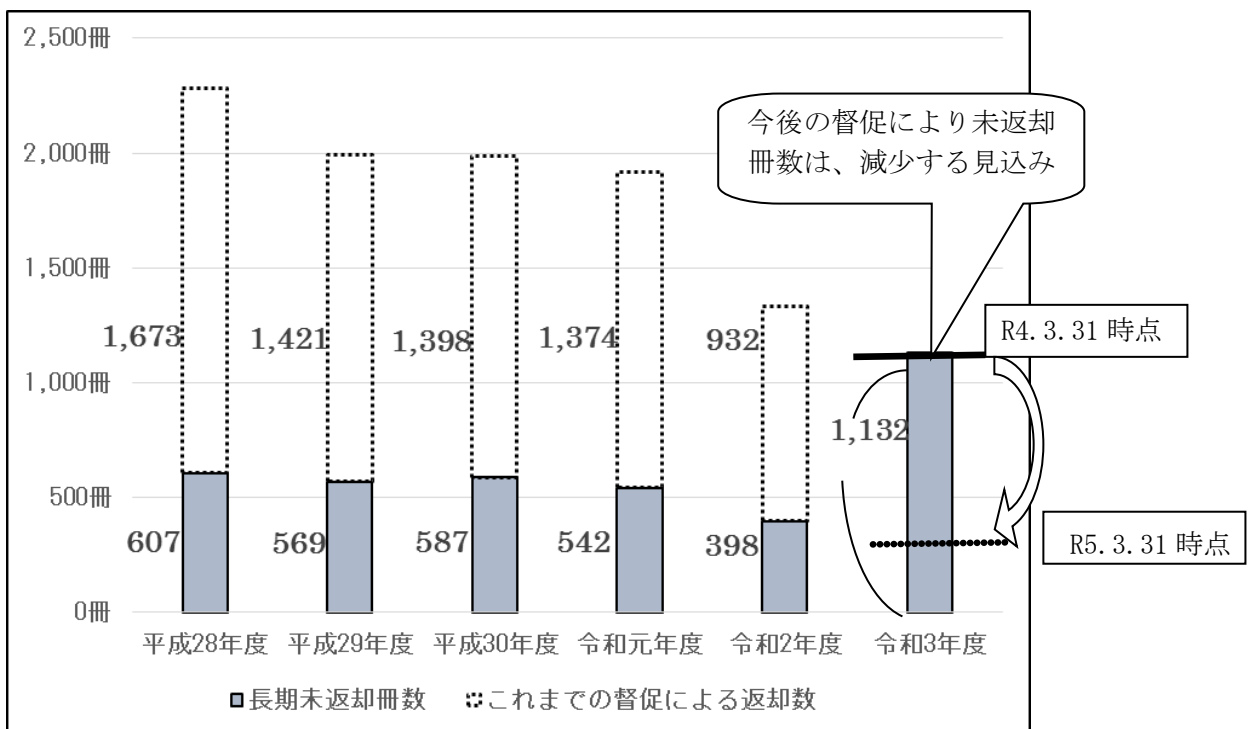
資料種別	冊数	金額
一般図書	697 冊	1,099,334 円
映像資料	1 冊	3,591 円
音楽資料	12 冊	26,229 円
雑誌	72 冊	46,004 円
児童図書	438 冊	464,437 円
計	1,220 冊	1,639,595 円

イ 受入金額別内訳

受入金額の範囲	冊数	金額
0 円	112 冊	0 円
1～1,000 円	397 冊	296,387 円
1,001～2,000 円	579 冊	801,163 円
2,001～3,000 円	75 冊	187,039 円
3,001～4,000 円	28 冊	97,587 円
4,001～5,000 円	6 冊	26,838 円
5,001～10,000 円	19 冊	145,347 円
10,000 円以上	4 冊	85,234 円
計	1,220 冊	1,639,595 円

3 貸出年ごとの未返却冊数

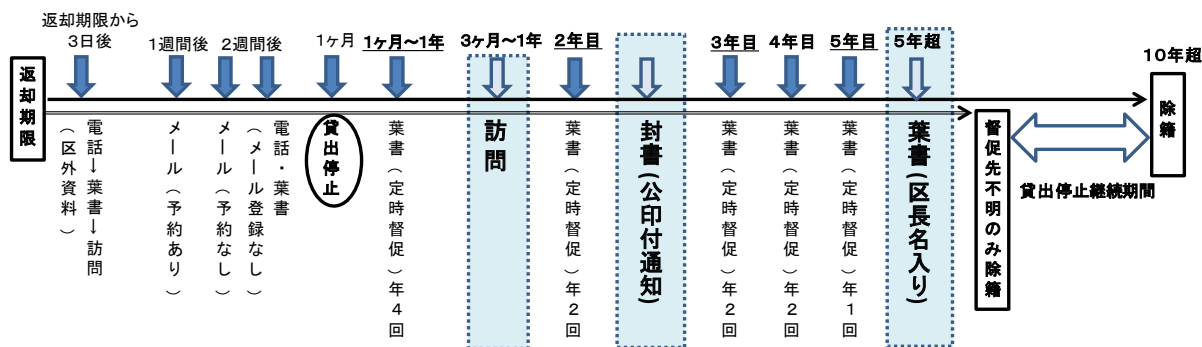
(平成28年度から令和3年度までの累計 3,835 冊)



4 現在の督促方法及び実績

(1) 督促スケジュール

- ア メール 返却期日を1週間超過時点から開始
 - イ 電話 返却期日を2週間超過時点から開始
 - ウ 葉書 返却期日を2週間超過時点から開始
 - エ 訪問 返却期日を3ヶ月超過時点から開始
- ※ 区外から借りた資料については、返却期日3日超過時点から開始



(2) 訪問督促の実績

- ア 令和元年度からは、封筒への封入を継続するとともに、通知文に「返却期限を守ろう」をテーマに公募した標語を記載した。
 - イ 令和3年度は、区職員が10年以内の区内在住の未返却者全てに訪問督促を行った。一人につき1回のみ訪問とした。不在の場合には、通知を封筒に入れて郵便受けに投函したことにより、外のチラシ等に紛れず目に留まるようにしている。
- 訪問督促後返却がない場合は、葉書等による督促を継続している。

	令和2年度		令和3年度	
	人数	資料数	人数	資料数
訪問対象	633人	2,298冊	1,052人	3,367冊
返却数	214人	819冊	260人	912冊
返却率	33.8%	35.6%	24.7%	27.0%

※ 返却率は3月末時点
(訪問実施期間は12～3月)

第30号議案

「旧高野小学校解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和4年6月9日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「旧高野小学校解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

「旧高野小学校解体工事請負契約」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 3 0 号 議 案 説 明 資 料

令和4年6月9日

件 名	「旧高野小学校解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について										
所管部課名	教育指導部教育政策課										
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 件名 旧高野小学校解体工事請負契約</p> <p>2 契約の相手方 関口・カシモト建設共同企業体 代表者 株式会社関口興業 代表取締役 関口 義一 東京都足立区西新井五丁目15番10号</p> <p>3 契約金額 359,238,000円（落札率 81.62%）</p> <p>4 契約方法 条件付一般競争入札</p> <p>5 契約番号 4足総契契第010321号</p> <p>6 工 期 区議会での議決日の翌日から令和5年6月30日まで</p> <p>7 工事場所 足立区江北五丁目4番1号</p> <p>8 工事内容</p> <p>(1) 敷地内建築物の解体工事 （校舎棟、体育館棟、プール棟、その他付属棟）</p> <p>(2) 外構工作物の一部撤去工事</p> <p>(3) アスベスト撤去工事</p> <p>(4) 解体後敷地整備工事</p> <p>(5) 建物概要</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 校舎棟</td> <td style="text-align: right;">RC造3階</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 体育館棟</td> <td style="text-align: right;">SRC造2階</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ プール棟、変電室</td> <td style="text-align: right;">RC造平屋</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">エ 屋体専用便所、陶芸小屋、倉庫</td> <td style="text-align: right;">CB造平屋</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">オ 給食付属棟</td> <td style="text-align: right;">W造平屋</td> </tr> </table> <p>(6) 敷地面積 13,013.00㎡</p>	ア 校舎棟	RC造3階	イ 体育館棟	SRC造2階	ウ プール棟、変電室	RC造平屋	エ 屋体専用便所、陶芸小屋、倉庫	CB造平屋	オ 給食付属棟	W造平屋
ア 校舎棟	RC造3階										
イ 体育館棟	SRC造2階										
ウ プール棟、変電室	RC造平屋										
エ 屋体専用便所、陶芸小屋、倉庫	CB造平屋										
オ 給食付属棟	W造平屋										

	<p>(7) 延床面積 6, 129.72㎡</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 仮契約年月日 令和4年5月30日</p> <p>(2) 入札日・開札日 令和4年5月27日</p> <p>(3) 入札参加事業者数 5建設共同企業体（低入札調査価格未満5建設共同企業体）</p> <p>(4) 予定価格 440,110,000円（事前公表）</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
<p>今後の方針</p>	

第 号議案

旧高野小学校解体工事請負契約

上記の議案を提出する。

令和4年6月 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

旧高野小学校解体工事請負契約

旧高野小学校解体工事実施のため、下記の請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 旧高野小学校解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 359,238,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都足立区西新井五丁目15番10号
関口・カシモト建設共同企業体
代表者 株式会社関口興業
代表取締役 関口 義一 |
| 5 | 工 期 | 契約締結の翌日から令和5年6月30日まで |

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるため、条件付一般競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

4 足総契発第338号
令和4年5月31日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和4年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 旧高野小学校解体工事請負契約について
- 2 西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約について

第 3 1 号議案

「西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

「西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 3 1 号 議 案 説 明 資 料

令和4年6月9日

件 名	「西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 件名 西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約</p> <p>2 契約の相手方 鈴木・ワールド工業建設共同企業体 代表者 株式会社鈴木塗装工務店 代表取締役 鈴木 英之 東京都足立区柳原二丁目30番14号</p> <p>3 契約金額 341,000,000円（落札率 95.51%）</p> <p>4 契約方法 条件付一般競争入札</p> <p>5 契約番号 4足総契契第010322号</p> <p>6 工 期 区議会での議決日の翌日から令和5年2月9日まで</p> <p>7 工事場所 足立区西保木間四丁目2番1号</p> <p>8 工事内容 （1）外壁改修工事 （2）塗装改修工事 （3）屋上防水改修工事 （4）アスベスト除去工事 （5）その他関連工事 （6）敷地面積 9,997.87㎡</p> <p>9 そ の 他 （1）仮契約年月日 令和4年5月27日 （2）入札日・開札日 令和4年5月26日</p>

	<p>(3) 入札参加事業者数 4 建設共同企業体 ア 初度入札時 4 建設共同企業体 (予定価格超過 4 建設共同企業体) イ 再度入札時 2 建設共同企業体 (辞退 2 建設共同企業体、予定価格超過 2 建設共同企業体) ウ 再再度入札時 2 建設共同企業体</p> <p>(4) 予定価格 357,030,300 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	

第 号議案

西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約

上記の議案を提出する。

令和4年6月 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約

西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事実施のため、下記の請負契約を締結する。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 341,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都足立区柳原二丁目30番14号
鈴木・ワールド工業建設共同企業体
代表取締役 鈴木 英之 |
| 5 工期 | 契約締結の翌日から令和5年2月9日まで |

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるため、条件付一般競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

4 足総契発第338号
令和4年5月31日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和4年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 旧高野小学校解体工事請負契約について
- 2 西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約について

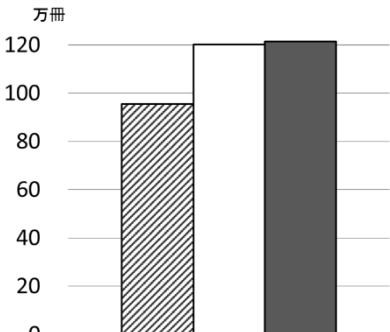
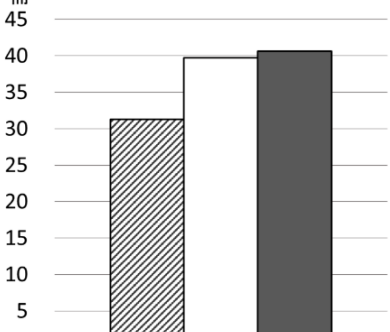
教 育 委 員 会 報 告

令和4年6月9日

件 名	「足立区教育振興ビジョン」の修正について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>令和2年3月に策定した「足立区教育振興ビジョン（以下、「教育振興ビジョン」という）」について、以下に示す内容のとおり修正し、別添資料2のとおりとりまとめたので報告する。</p> <p>1 教育振興ビジョン点検・評価委員からの提言を反映（5箇所） 専門的知見を有する委員より「児童・生徒の適切な意思決定・行動選択を行う力を確認する指標を設定すべき」などの助言を受け指標を追加した。</p> <p>【追加した成果指標の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「足立区学力定着に関する総合調査」で「朝と夜、歯みがきをしていますか」に「朝と夜している」と回答した割合 ・ 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」で「運動やスポーツをどのくらいしていますか（学校の体育の授業を除く）」に「週1日以上運動している」と回答した割合 <p>2 ICTに関連する取り組みや付随する指標を修正（11箇所） GIGAスクール構想の前倒しに伴いICTを活用した各事業が急速に進展し、現計画と実態とが大きく乖離しているため修正を行った。</p> <p>【追加した成果指標の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT機器の活用で「子どもたちはスムーズに調査活動ができた」と思う教員の割合 ・ オンライン授業に定期的に参加できる等、学習活動のリズムが改善された不登校児童・生徒の割合 ・ 普通教室・特別教室のうち、Wi-Fi環境導入が完了した教室の割合 <p>3 新規事業の追加や指標の見直し等（80箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規事業の追加：AIドリル ・ 事業の廃止による削除：数学チャレンジ講座など ・ 研修参加校数や人数を参加割合へ修正するなど指標の見せ方の見直し ・ その他、成果指標、活動指標の追加等
今後の方針	<p>文教委員会へ報告後、ホームページに掲載する。</p> <p>今回新たに追加した指標の点検及び評価については令和5年度より実施していく。</p>

教育委員会報告資料

令和4年6月9日

件名	令和3年度小学校図書館支援派遣事業「年度末報告書」について																												
所管部課名	教育指導部教育政策課																												
内容	<p>標記の件について、派遣事業者(株式会社図書館流通センター)より年度末報告書が提出されたため報告する。</p> <p>※ 詳細は別添資料3参照</p> <p>1 業務概要 学校図書館支援員を小学校全69校に週2日派遣、6時間配置</p> <p>2 年間貸出冊数について (別添資料3 P16~19) 令和2年度から続くコロナ禍で学校図書館の利用が制限される中で、三密を避けながら、工夫を凝らした学校図書館支援を行うことで、わずかではあるが前年度を上回る貸出冊数を達成することが出来た。</p> <p>(1) 全小学校の年間総貸出冊数 (前年比増減率)</p> <table border="1" data-bbox="480 992 1062 1115"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>955,882 冊</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,200,828 冊 (+25.6%)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,213,181 冊 (+1.0%)</td> </tr> </table> <p>(2) 児童1人あたり年間貸出冊数 (前年比増減率)</p> <table border="1" data-bbox="480 1189 1011 1312"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>31.27 冊</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>39.69 冊 (+26.9%)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>40.66 冊 (+2.4%)</td> </tr> </table> <p>最大校 79.95 冊 最小校 19.01 冊</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="443 1485 785 1525" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(1) 年間総貸出冊数</div> <div data-bbox="900 1485 1401 1525" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(2) 児童1人あたり年間貸出冊数</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="395 1559 858 2033">  <table border="1" data-bbox="395 1910 858 2033"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年間貸出冊数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>955,882</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,200,828</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,213,181</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="922 1559 1385 2033">  <table border="1" data-bbox="922 1910 1385 2033"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>一人あたりの貸出冊数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>31.27</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>39.69</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>40.66</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	令和元年度	955,882 冊	令和2年度	1,200,828 冊 (+25.6%)	令和3年度	1,213,181 冊 (+1.0%)	令和元年度	31.27 冊	令和2年度	39.69 冊 (+26.9%)	令和3年度	40.66 冊 (+2.4%)	年度	年間貸出冊数	令和元年度	955,882	令和2年度	1,200,828	令和3年度	1,213,181	年度	一人あたりの貸出冊数	令和元年度	31.27	令和2年度	39.69	令和3年度	40.66
令和元年度	955,882 冊																												
令和2年度	1,200,828 冊 (+25.6%)																												
令和3年度	1,213,181 冊 (+1.0%)																												
令和元年度	31.27 冊																												
令和2年度	39.69 冊 (+26.9%)																												
令和3年度	40.66 冊 (+2.4%)																												
年度	年間貸出冊数																												
令和元年度	955,882																												
令和2年度	1,200,828																												
令和3年度	1,213,181																												
年度	一人あたりの貸出冊数																												
令和元年度	31.27																												
令和2年度	39.69																												
令和3年度	40.66																												

	<p>3 学校図書館支援員業務について（別添資料3 P20）</p> <p>(1) 図書館利用回数の減 授業での学校図書館利用回数が減ったため、全体としての利用回数は減少した。一方、読み語りやオリエンテーションについては、密を避けながら工夫して実施することにより、前年度比、大幅増となった。</p> <p>【図書館利用回数】 令和元年度 5,689回 令和2年度 12,875回（+126.3%） <u>令和3年度 12,214回（△5.1%）</u></p> <p>【支援内容別回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 読み語り 2,662回（前年比 1,399回増 +110.7%） ・ ブックトーク 319回（前年比 174回増 +120.0%） ・ オリエンテーション 433回 （前年比 235回増 +118.7%） ・ 資料収集 685回（前年比 152回増 +28.5%） ・ レファレンス 360回（前年比 108回増 +42.9%） <p>4 令和3年度の取り組みを終えて</p> <p>(1) 派遣事業の定着による学校との連携強化 派遣事業2年目となり、学校と支援員の信頼関係が構築できた学校が多く、密なコミュニケーションを取ることで、学校の要望に沿った展示・掲示の実現や、授業支援等の充実を図ることができた。</p> <p>(2) 感染症対策を考慮した工夫したイベントの実施 三密を回避しながら、工夫したイベントを実施したことにより、児童の興味を引き、貸出冊数の増や読書活動の推進に繋がった。</p> <p>例) 移動図書館、読書みくじ、本の福袋等</p>
<p>今後の方針</p>	<p>事業者と連携・協力し、学校図書館支援事業の充実を図っていく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和4年6月9日

件 名	中1夏季勉強合宿の実施について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	<p>算数・数学を苦手とする生徒のつまずきを早期に解消するため、下記のとおり、中1夏季勉強合宿を実施する。</p> <p>1 対象者 区立中学校の第1学年の生徒</p> <p>2 参加人数 生徒70名、教員100名 ※ 2班に分けて実施予定</p> <p>3 目的・内容等 算数・数学を苦手とする生徒に対して合宿を通して徹底した個別指導を行い、つまずきを解消するとともに、後期の学校生活に自信をもたせる。</p> <p>4 実施日程 (1) 第1班 8月18日(木)から8月20日(土)まで (2) 第2班 8月23日(火)から8月25日(木)まで</p> <p>5 会場 鋸南自然の家(住所:千葉県安房郡鋸南町大帷子478)</p> <p>6 感染対策を踏まえた前回からの変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施期間の変更(4泊5日から2泊3日に短縮) ・ 参加生徒数に上限を設定(各校2名の推薦制の導入) <p>7 今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加生徒、教員の決定 令和4年7月上旬(予定) ・ 事前説明会の実施 令和4年7月21日(木)午後
今後の方針	<p>今後の新型コロナウイルス感染状況を注視しながら、勉強合宿の実施に向けて、「足立区立小中学校版 感染症予防ガイドライン」に基づき感染対策を講じていく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和4年6月9日

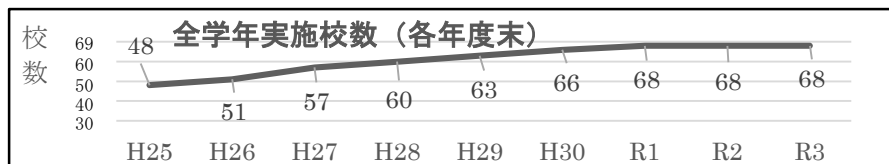
件 名	令和3年度いじめ認知・解消の状況について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>1 令和3年度いじめ認知状況</p> <p>(1) 令和2年度からの引継ぎ（令和2年度の未解消数） <u>1, 812件</u>（前年度比－348件） ※ 3か月間の経過観察中事案を含む</p> <p>(2) 令和3年度新規認知件数 <u>6, 543件</u>（前年度比＋814件）</p> <p>(3) 令和3年度いじめ合計件数 <u>8, 355件</u>（前年度比＋466件）</p> <p>(4) 考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度に比べ、令和3年度は授業時数が増加し、児童・生徒同士の関わる機会が増加したことから、認知件数が増加したと考えられる。 ・ コロナ禍での新しい生活様式により、児童・生徒の休み時間や給食中等の関わり方が変化したり、減少したりすることで、コロナ以前よりも認知件数は少なくなっている。 <p>2 令和3年度いじめ解消状況</p> <p>(1) 解消件数 <u>7, 003件</u>（前年度比＋926件） ※ 未解消の1, 352件は、令和4年度へ引継ぎ</p> <p>(2) 解消率＝解消件数÷(新規認知件数＋前年度未解消件数)×100 <u>83.8%</u>＝7, 003÷(6, 543＋1, 812)×100 (前年度比＋6.8ポイント)</p> <p>(3) 考察</p> <p>令和2年度に比べ、登校日数が増加したことで、教員が対応する時間を確保しやすかったことに加え、内容が軽微な段階で早期対応したことにより、解消件数と解消率が向上したと考えられる。</p>
問 題 点 ・ 今後の方針	いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るという認識のもと、教職員が細心の注意を払いながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和4年6月9日

件 名	あだち放課後子ども教室の令和3年度実施状況について																																																
所管部課名	学校運営部学校支援課 生涯学習振興公社																																																
内 容	<p>あだち放課後子ども教室（以下、「放課後子ども教室」）の令和3年度実施状況について、次のとおり報告する。</p> <p>1 令和3年度実施状況</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に対する状況</p> <p>ア <u>令和3年度の開催状況（全69校）は、児童への感染状況により、年間を通じて一時休止及び再開を繰り返した放課後子ども教室が多くあった。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">月</th> <th style="width: 15%;">開催</th> <th style="width: 15%;">休止</th> <th style="width: 60%;">緊急事態宣言等 ※ 「まん延防止」→まん延防止等重点措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>64校</td> <td>5校</td> <td>まん延防止 R3.4.12～4.24</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>50校</td> <td>19校</td> <td>緊急事態宣言 R3.4.25～6.20</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>63校</td> <td>6校</td> <td>まん延防止 R3.6.21～7.11</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>65校</td> <td>4校</td> <td>緊急事態宣言 R3.7.12～9.30</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>2校</td> <td>67校</td> <td>※ R3.9.1～9.11（学校臨時休業措置期間は全校で中止）</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>51校</td> <td>18校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>68校</td> <td>1校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>67校</td> <td>2校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>65校</td> <td>4校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>3校</td> <td>66校</td> <td>まん延防止 R4.1.21～3.21</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>17校</td> <td>52校</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 通年で休止した学校 1校 理由：児童とスタッフへの感染拡大の懸念が強かったため。</p> <p>※ 令和4年6月9日現在、68校中66校で開催</p> <p>イ <u>令和3年度の基本的な対応は、実行委員会の意向を尊重しながら、継続的に実施を依頼した。</u></p> <p>① 学校運営に合わせた放課後子ども教室の実施を依頼 ※ ただし、休止を含め、開催については各校の実行委員会の意向を尊重 ※ 夏季休業明け（9月1～11日）臨時休業措置期間は休止</p> <p>② 感染症対策のため、以下の方策を各校の実行委員会で決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会場（校庭を中心）の設定 ・ 3密回避のため、曜日や時間帯による学年分け ・ 1年生受入れ開始時期の設定 <p>③ 夏季休業期間中の実施を各校の実行委員会に依頼</p>	月	開催	休止	緊急事態宣言等 ※ 「まん延防止」→まん延防止等重点措置	4月	64校	5校	まん延防止 R3.4.12～4.24	5月	50校	19校	緊急事態宣言 R3.4.25～6.20	6月	63校	6校	まん延防止 R3.6.21～7.11	7月	65校	4校	緊急事態宣言 R3.7.12～9.30	9月	2校	67校	※ R3.9.1～9.11（学校臨時休業措置期間は全校で中止）	10月	51校	18校		11月	68校	1校		12月	67校	2校		1月	65校	4校		2月	3校	66校	まん延防止 R4.1.21～3.21	3月	17校	52校	
月	開催	休止	緊急事態宣言等 ※ 「まん延防止」→まん延防止等重点措置																																														
4月	64校	5校	まん延防止 R3.4.12～4.24																																														
5月	50校	19校	緊急事態宣言 R3.4.25～6.20																																														
6月	63校	6校	まん延防止 R3.6.21～7.11																																														
7月	65校	4校	緊急事態宣言 R3.7.12～9.30																																														
9月	2校	67校	※ R3.9.1～9.11（学校臨時休業措置期間は全校で中止）																																														
10月	51校	18校																																															
11月	68校	1校																																															
12月	67校	2校																																															
1月	65校	4校																																															
2月	3校	66校	まん延防止 R4.1.21～3.21																																														
3月	17校	52校																																															

(2) 全学年(1～6年生)実施校 68校

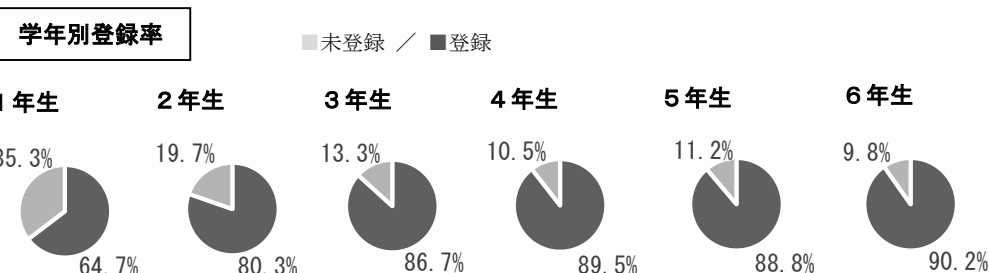
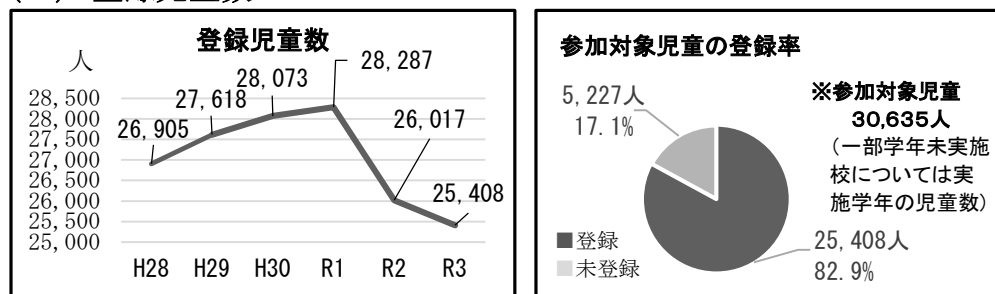


- ア 一部学年未実施：綾瀬小学校
- イ ただし令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、1年生の受入れを行わなかった学校が13校あり。

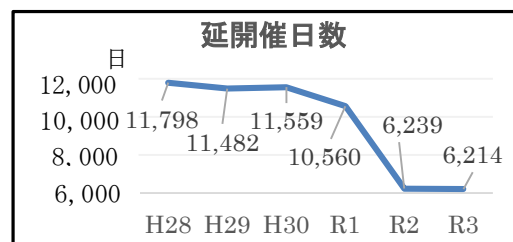
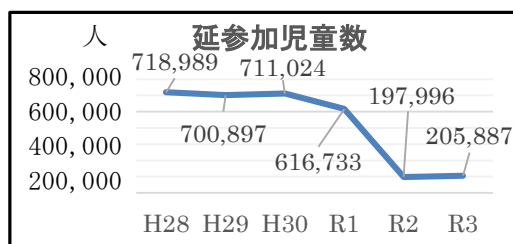
(3) 週5日実施校 68校

- ア 一部曜日未実施：綾瀬小学校
- イ ただし令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、曜日による学年分けや一部曜日を休止する学校あり。

(4) 登録児童数



(5) 延参加児童数・延開催日数



※ 令和3年度は、2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、延参加児童数・延開催日数ともに前年度並みだった。

2 「新・足立区放課後子ども総合プラン(令和2～6年度)」の目標達成状況

(1) 放課後子ども教室の実施計画

ア 全学年実施校数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	68校	68校	68校	67校	67校
実績値	68校	68校			
達成率	100.0%	100.0%			
達成分析	全学年未実施の残り1校については、改築中のため、新校舎へ移転する令和4年度中に達成していくよう、実行委員会と協議を進める。				

※目標値には、令和4年度 △1校、5年度 △1校の統廃合を含む。

イ 体験プログラムの充実

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	360回	370回	380回	390回	400回
実績値	52回	182回			
達成率	14.4%	49.1%			
達成分析	実績値は目標値を大幅に下回った。原因は、新型コロナウイルス感染症による、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発出により、外部の方が学校に入ることを制限したこと等による。				

ウ 夏休み実施校数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	6校	7校	8校	9校	10校
実績値	0校	1校			
達成率	0.0%	14.2%			
達成分析	実績値は目標値を大幅に下回った。原因は、新型コロナウイルス感染症により夏休み中のプール指導を取り止めたことや、緊急事態宣言の発出により、予定していた学校が中止したことによる。				

(2) 特別な配慮を必要とする児童への対応

ア 「子どもとの接し方(スタッフ向け)研修」実施回数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	1回	1回	1回	1回	1回
実績値	0回	3回			
達成率	0.0%	300.0%			
達成分析	研修を動画配信として実施したものを含め、3回実施した。研修テーマは、①「子どもとの接し方」(こども支援センター げんき作成)、②「LGBT」、③「子どもに届く接し方、話し方のコツ」。				

今後の方針

放課後子ども教室の安定した運営の支援のため、開催にあたっては、十分な感染症対策を取るよう、引き続き実行委員会及び学校と実施内容に関する調整を行っていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和4年6月9日

件 名	学校給食における牛乳提供中止に関する費用負担の和解について						
所管部課名	学校運営部学務課						
内 容	<p>令和4年2月4日（金）、中川北小学校において納品された牛乳を検品した際、牛乳パック内に異物（3cm程度のビニール状の破片）が確認されたことから、全小・中学校での牛乳提供中止を判断した。</p> <p>この件により発生した提供中止の牛乳費用、及びこれらの回収・処分費用の負担について、区と雪印メグミルク株式会社との和解が成立した。</p> <p>このことについて、以下のとおり専決処分したので報告する。</p> <p>1 和解の内容</p> <p>2月4日飲用分（全校）と翌日飲用分として納品された分（73校）の牛乳について、本件全体にかかる費用4,819,716円を次のとおりそれぞれ負担する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">3,504,392円（牛乳代金相当額）</td> </tr> <tr> <td>雪印メグミルク株式会社</td> <td>1,315,324円（回収・廃棄費用相当額）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 負担割合は、概ね 7 : 3 である。</p> <p>2 経過</p> <p>(1) 区内小・中学校の牛乳は、すべて同じ工場にて製造された牛乳が納品されていたことから、児童・生徒の健康上の安全を最優先に考え、すべての小・中学校において、発生日当日の牛乳提供中止を判断した。</p> <p>(2) 発生日当日、雪印メグミルク株式会社が工場に現物を持ち帰り調査するも、原因は特定できなかった。そのため、翌日飲用分として発生日当日に納品された73校の牛乳についても提供中止を判断した。</p> <p>(3) 令和4年2月7日（月）、雪印メグミルク株式会社より、工場での牛乳の製造工程の仕組みについて報告を受けた。これにより、工場での牛乳の製造工程で異物が混入する可能性は極めて低いことを確認したため、2月9日（水）から全校での牛乳提供再開を判断した。</p> <p>(4) 雪印メグミルク株式会社は、工場からの出荷、運搬、牛乳パックの製造工程においても異物が混入する可能性を調査し、区においても、中川北小学校の給食室の状況について足立保健所が調査したが、いずれにおいても原因特定には至らなかった。</p> <p>(5) 上記のような事情を踏まえ、弁護士への相談もしながら雪印メグミルク株式会社と協議した結果、区は牛乳代金相当額、雪印メグミルク株式会社は回収・廃棄費用相当額を負担することで和解が整った。</p>		内 訳	区	3,504,392円（牛乳代金相当額）	雪印メグミルク株式会社	1,315,324円（回収・廃棄費用相当額）
	内 訳						
区	3,504,392円（牛乳代金相当額）						
雪印メグミルク株式会社	1,315,324円（回収・廃棄費用相当額）						
そ の 他	令和4年6月8日の足立区議会臨時会で報告済み。						

教 育 委 員 会 報 告

令和4年6月9日

件 名	新型コロナウイルス感染症対策事業に関するアンケート結果について																																													
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課、子ども施設入園課																																													
内 容	<p>新型コロナウイルス感染症対策事業について、効果検証を行うとともに、第7波の感染拡大に備えた事業展開に反映させるために実施した子ども家庭部アンケート結果について報告する。なお、福祉部・衛生部も関係機関へのアンケートを実施した。</p> <p>1 アンケート概要</p> <p>(1) 実施日 令和4年4月19日（火）～5月6日（金）</p> <p>(2) 対象 就学前教育・保育施設（439事業所）</p> <p>(3) 回答数 231事業所（回答率：52.6%）</p> <p>(4) アンケート内容 ア これまで実施した事業の検証（評価） イ 今後区に期待する支援事業</p> <p>2 アンケート結果（詳細な結果はP35～37参照）</p> <p>(1) これまで実施した事業の検証（評価）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">NO</th> <th style="width: 55%;">事業名</th> <th style="width: 15%;">利用した</th> <th style="width: 15%;">役立った</th> <th style="width: 10%;">継続希望</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>コロナ対策等補助事業</td> <td style="text-align: center;">88.7%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">98.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>衛生物品配布</td> <td style="text-align: center;">90.9%</td> <td style="text-align: center;">96.7%</td> <td style="text-align: center;">90.9%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>施設等職員 ワクチン優先接種 (区役所・医師会館で実施)</td> <td style="text-align: center;">78.4%</td> <td style="text-align: center;">98.9%</td> <td style="text-align: center;">90.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>都の抗原検査キット配付 による定期的検査</td> <td style="text-align: center;">18.6%</td> <td style="text-align: center;">95.3%</td> <td style="text-align: center;">71.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>臨時休園に対する期間や 範囲等の考え方</td> <td style="text-align: center;">86.7%</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">61.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「継続希望」の割合は、「希望する」「どちらかといえば希望する」と回答した数を含む。</p> <p>(2) 今後区に期待する支援事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">順位</th> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 40%;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>金銭的支援</td> <td style="text-align: center;">47.9%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>物的支援</td> <td style="text-align: center;">33.8%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>特になし</td> <td style="text-align: center;">18.3%</td> </tr> </tbody> </table>				NO	事業名	利用した	役立った	継続希望	1	コロナ対策等補助事業	88.7%	100%	98.3%	2	衛生物品配布	90.9%	96.7%	90.9%	3	施設等職員 ワクチン優先接種 (区役所・医師会館で実施)	78.4%	98.9%	90.0%	4	都の抗原検査キット配付 による定期的検査	18.6%	95.3%	71.0%	5	臨時休園に対する期間や 範囲等の考え方	86.7%	/	61.9%	順位	項目	割合	1	金銭的支援	47.9%	2	物的支援	33.8%	3	特になし	18.3%
NO	事業名	利用した	役立った	継続希望																																										
1	コロナ対策等補助事業	88.7%	100%	98.3%																																										
2	衛生物品配布	90.9%	96.7%	90.9%																																										
3	施設等職員 ワクチン優先接種 (区役所・医師会館で実施)	78.4%	98.9%	90.0%																																										
4	都の抗原検査キット配付 による定期的検査	18.6%	95.3%	71.0%																																										
5	臨時休園に対する期間や 範囲等の考え方	86.7%	/	61.9%																																										
順位	項目	割合																																												
1	金銭的支援	47.9%																																												
2	物的支援	33.8%																																												
3	特になし	18.3%																																												

	<p>3 アンケートから見えてきた課題</p> <p>(1) 給付金などの金銭的支援を必要とする施設が多いが、物的支援（衛生物品配布）の需要も依然として高い。</p> <p>(2) 衛生物品を必要とする施設でも、必要とする物品は施設の状況により異なる。</p> <p>4 今後の方向性</p> <p>アンケート結果を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、就学前教育・保育施設等へ必要な支援を実施する（参考資料P 38）。</p>
<p>今後の方針</p>	

就学前教育・保育施設事業者アンケート回答【詳細】

回答園数

231

【これまでの事業検証】

事業名	質問番号	質問内容	選択肢内容、自由意見	園数
1 就学前教育・保育施設等におけるコロナ対策経費等補助事業	1	事業を利用したか	利用した 利用していない	205 26
	1-2-1	役に立ったか	役にたった 役に立たなかった	205 0
	1-2-2	利用していない理由	事業を知らない	5
			対象外の施設である	4
			実施のタイミングが合わなかった	6
			法人や事業所の方針	2
			その他	9
			・必要がないから	2
			・足立区が対応してくれている	2
	・収入があったから	1		
	・就任前のため不明	1		
	・特別に経費が発生していない為	1		
・個人で運営、一時預かり保育が主で利用者の人数が少ないため	1			
・買ったものをそのまま経費として計上し、運営費から引いた方が所得税に影響がないと思ったから	1			
2	継続実施の希望	今後も実施希望する どちらかといえば実施を希望する 不要な事業と考える	184 43 4	
	事業の改善点【自由記述】	・対象範囲の拡大（パソコン、エアコン設備費・工事費、ICTに係る費用、通園バス車載空気清浄機等） ・請求できるものをわかりやすく示して欲しい ・請求できる期間を早めに知らせて欲しい（締め切りが早いと対策に必要なものを考える時間がない） ・手続きを簡素化して欲しい ・現場の要望を聞いて反映して欲しい ・配布方法を郵送にして欲しい ・事業を継続して欲しい ・事業の周知徹底をお願いしたい ・職員への手当として使用できるなら継続してもらいたい ・施設の人数に応じて全事業者に給付金として支給してもらいたい	20 8 5 3 2 2 1 1 1 1	

事業名	質問番号	質問内容	選択肢内容、自由意見	園数
2 就学前教育・保育施設への衛生物品配布【令和2年度当初に実施】	1	事業を利用したか	利用した 利用していない	210 21
	1-2-1	役に立ったか	役にたった	203
			役に立たなかった	7
			・アルコールジェルが使いづらかった ・園にあるものが配布されることが多かった ・タイミングが遅すぎた ・施設で常時しているものとは違う種類のため、マニュアル外となってしまう ・品薄だったせいか日本製ではない物品で使えなかった	2 1 1 1 1
	1-2-2	利用していない理由	事業を知らない	8
			対象外の施設である	4
			実施のタイミングが合わなかった	8
			法人や園の方針	0
			その他	1
	・R3年4月に開園したので知らない	1		
	2	継続実施の希望	今後も実施希望する どちらかといえば実施を希望する 不要な事業と考える	157 53 21
		事業の改善点【自由記述】	・自園で購入した方が良い（不定期であること、自分たちで選びたい、その方が早い） ・フェイスシールドは不要 ・物品配布より補助金の方がありがたい ・品薄の時はとても助かる ・ジェルの消毒液など、使いづらいものがあつた ・衛生物品の品質を良くしてほしい ・マスクは数が少なく、もつといただきたかつた ・消耗品費で購入しなくて済むのでありがたい ・アクリルマスクは必要 ・手続きが面倒 ・認可と認可外を区別しないで欲しい ・かさばるもの、重いものを事業所まで届けていただき、とても助かつた ・郵送で配布して欲しい ・希望するが、区の職員の仕事が増えて大変ではないか ・アルコール、ハンドソープ、ペーパータオル等の衛生用品は不足しているので配布を強く希望	8 6 6 4 3 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1

事業名	質問番号	質問内容	選択肢内容、自由意見	圏数
3 足立区役所及び医師会で実施した、就学前教育・保育施設に勤務する職員等への新型コロナウイルスワクチン優先接種	1	事業を利用したか	利用した	181
			利用していない	50
	1-2-1	役に立ったか 役に立たなかった理由【自由記述】	役に立った	179
			役に立たなかった ・開始が遅すぎた	2
	1-2-2	利用していない理由【自由記述】	実施のタイミングが合わなかった	33
			その他 ・別の場所で早く接種することができた ・既に接種を済ませていた ・先に嘱託医と連携し接種した ・園医の病院で実施した ・日程の調整が難しい ・ワクチンが治験中のため ・各自で接種したため必要がなかった ・接種日時の選択ができないためこの制度を利用できる職員がいなかった、時期が遅い	17
	2	継続実施の希望	今後も実施希望する	120
			どちらかといえば実施を希望する 不要な事業と考える	88 23
	3	事業の改善点【自由記述】	・接種日と時間の希望が通ると良い（選択肢を増やして欲しい） ・接種券なしでやってもらいたい（接種券なしで対応していただけて助かった） ・シフト調整があるため、実施日に合わせるのが困難 ・早めに実施予定日を知らせて欲しい ・接種できる場所を増やしてもらいたい（園から近い施設でも行って欲しい） ・もっと早い時期なら良かった ・副反応があるので、金曜や土曜に接種できると良い ・ワクチンのマイナス作用への補償がなければ、職員に勧められない ・事業者としてワクチン接種を推進しているわけではない ・モデルナ以外のワクチンもお願いしたい ・2回目以降は自分で予約するため、間隔が空いてしか予約できなかったのは優先の意味がない気がした ・予約が取りづらいので助かった	8 5 4 4 4 3 2 1 1 1 1 1

事業名	質問番号	質問内容	選択肢内容、自由意見	圏数
4 東京都の抗原検査キット配付による定期検査（東京都集中的検査）	1	事業を利用したか	利用した	43
			利用していない	188
	1-2-1	役に立ったか 役に立たなかった理由【自由記述】	役に立った	41
			役に立たなかった ・手続き、内容が面倒 ・時間を要し、本来業務に影響してしまう	2 1
	1-2-2	利用していない理由【自由記述】	事業を知らない	7
			対象外の施設である 実施のタイミングが合わなかった 法人や施設の方針 その他 ・必要性がない（今はどこでもできる、個人運営のため不要） ・定期的に受けなければならないことに負担を感じた為 ・検討中 ・これから実施 ・管理が大変。使い勝手や利用状況が現在の状況で理にかなっていない ・条件が合わなかった（検査頻度、繁忙期だった等） ・抗原検査で陰性でも、病院で受診してPCR検査を受けるため ・PCR検査の方が確実だから ・法人（病院）で用意した ・保育施設で購入済み ・擬陽性になった時の病院との連携が難しい ・症状がないのにわざわざするのはどうかと思う ・申し込みをしたが、その後の詳細が不明 ・全職員の定期PCR検査を実施しているため ・第6波が去った後に通知が来たため ・送ってこなかった ・時間を要し、本来業務に影響するので負担が大きい ・職員全員の理解が得られない ・看護師やそれに代わる人の見届けが必要 ・すぐ近くに医師がない	3 95 28 55 12 7 5 5 4 3 3 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1
	2	継続実施の希望	今後も実施希望する	46
			どちらかといえば実施を希望する 不要な事業と考える	118 67
	3	事業の改善点【自由記述】	・検査精度が低いので高めてもらいたい ・使用条件が厳しく、人・場所・時間の確保が難しい ・キットで陽性になっても、医療機関での受診が求められる。時間とお金の無駄。 ・定期検査ではなく、いつでも必要な時に検査できると良い ・自治体によって異なるが、陽性者1人で直ちに休園・学級閉鎖となると利用のハードルが高いと感じる ・都への報告が大変 ・無症状だが定期検査で陽性になったことで休園になってしまうと思うと不安になる ・今後の状況により継続しても良いのでは。 ・園に看護師がいなくて余裕なし。3回目のワクチンもしているため不要では。 ・職場で行うには、場所も時間も難しいと感じた。個人の参加で希望者のみなら参加しやすいのでは。 ・2回目以降の申込みが電話できると良い ・感染ピーク時に通知が欲しい ・施設内の感染拡大を防ぐという意味では効果が薄いと考えている ・欲しいだけでなく、全園に職員配布してはどうか ・利用しづらい印象があった ・検査はPCRを勧めているため、今後も抗原検査キットは実施する予定はない ・保護者へ園として感染管理しているという証明にはなったが、抗原検査というところが不安要素 ・実施回数（週3回）が多すぎる	4 3 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

令和4年度 各部新型コロナウイルス感染症対策事業の現状と今後の対応（予定）表

部	NO.	事業名	事業実施予定	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
福祉部	1	PCR検査等経費補助事業	令和5年3月末まで	←												
	2	感染者へ対応する従事者の危険手当支給事業	令和5年3月末まで	← (随時) 水防体制推進本部 要支援者対												
	3	衛生物品配布	令和4年9月末まで	←												
	4	事業所職員ワクチン優先接種（庁舎ホール）	未定【ワクチン接種の状況による】	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	5	在宅要介護者受入体制整備事業（介護者感染の場合の保護）	令和5年3月末まで	←												
	6	空気清浄機購入経費補助事業	令和4年3月末まで【終了】	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	7	事業所特別給付金支給事業（衛生物品購入等の目的）	令和3年3月末まで【終了】	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	8	事業所相互支援による出向職員助成金支給事業	令和5年3月末まで	←												
	9	介護従事者宿泊支援事業	令和5年3月末まで	←												
衛生部	1	衛生物品の配布（アルコール、PPE、ゴーグル、N95マスク、不織布マスク、グローブ、アイソレーションガウン等）	令和5年3月末まで	←												
	2	医師会ホットライン（PCR検査を保健所に依頼する場合の医師会取りまとめ窓口）	令和5年3月末まで	← (随時) 水防体制推進本部 要支援者対												
	3	医師会PCRセンター（R2.5より都市農業公園で開始、現在は医師会館で実施中）	令和5年3月末まで	←												
	4	抗体カクテル療法等患者移送のためのハイヤー（3台）確保	令和5年3月末まで	← 医師会を最優先に活用していく												
	5	PCR検査に従事する医師、看護師、事務員などへの危険手当（検査ラインの確保を含む）	令和5年3月末まで	←												
	6	疑い症例者の病床確保	令和5年3月末まで	←												
	7	疑い症例者の病床確保に携わる医師・看護師・事務員などへの危険手当、宿泊補助	令和5年3月末まで	←												
子ども家庭部	1	コロナ対策経費等補助事業	令和5年3月末まで	←												
	2	衛生物品配布	令和3年3月末まで【終了】	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	3	足立区役所及び医師会館で実施した施設等職員ワクチン優先接種	未定【ワクチン接種の状況による】	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	4	都の抗原検査キット配付による定期的検査	令和4年6月末まで	←												
	5	臨時休園に対する期間や範囲等の考え方	当面の間、継続	←												

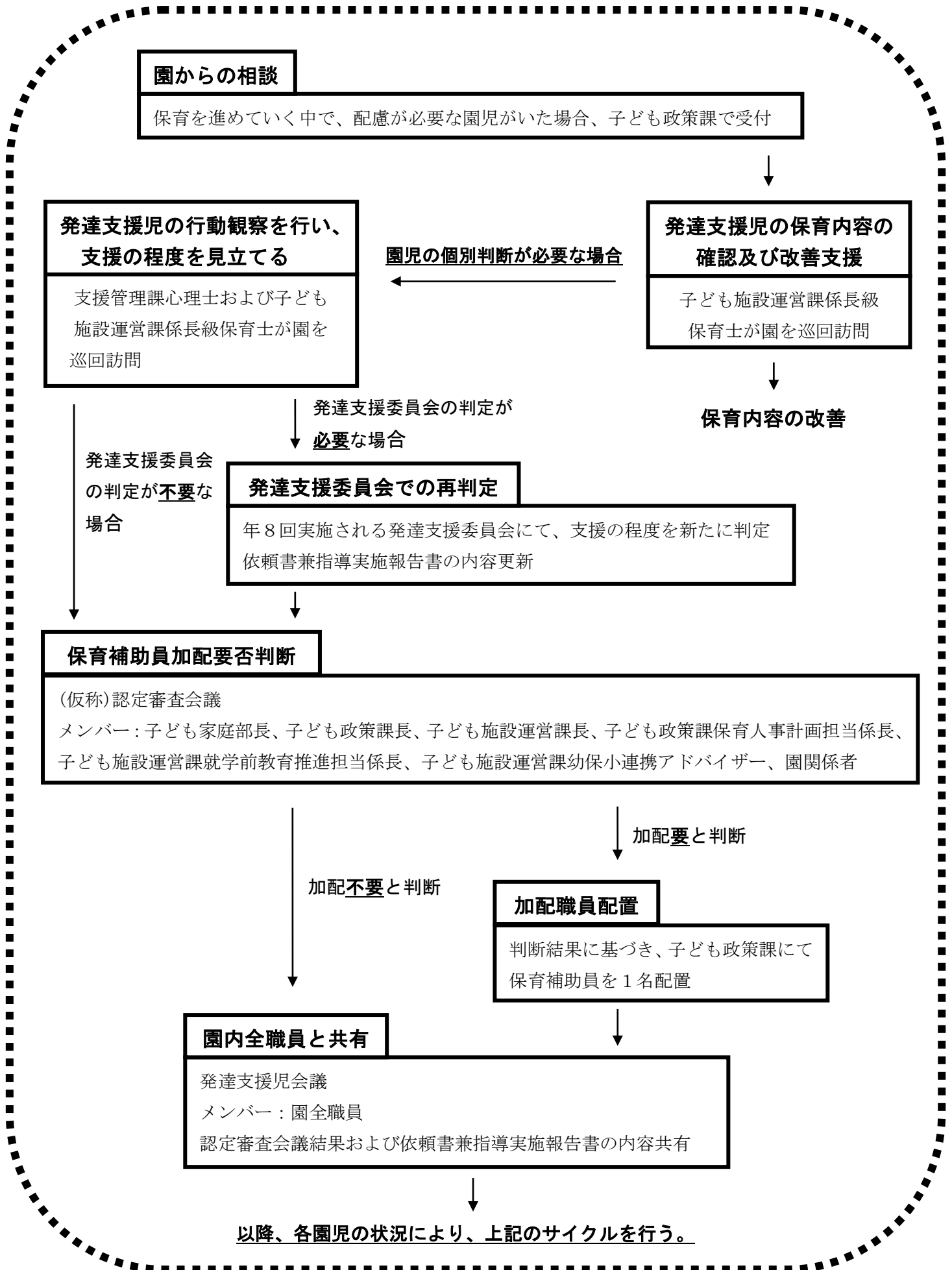
教 育 委 員 会 報 告

令和4年6月9日

件 名	配慮が必要な園児を見守る体制の強化について
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課 こども支援センターげんき 支援管理課
内 容	<p>令和4年3月に発生した、区立保育施設の園児が保育室内で怪我をした事故を受け、配慮が必要な園児を見守る体制を強化したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 現在の見守り体制 配慮が必要な園児については入所時及び進級時に、発達支援委員会において、知的発達の程度や行動上の配慮面等から支援の程度を判定し、その認定結果を基に、令和4年4月1日現在121名の保育補助職員の配置を行っている。</p> <p>2 問題点 (1) 行動上の課題の程度が増したと見られる場合でも、進級時に再認定を受けることとしているため、<u>年度途中で職員が配置できない</u>。 (2) 4・5歳児は、配慮が必要な園児がクラスに複数名在籍していても、保育補助職員は1名のみの配置という <u>区の職員配置基準上の規定があり、対応が困難になっているケースがある</u>。</p> <p>3 体制強化の内容 (1) 保育補助職員の追加配置（41ページ参照） 入所時と比較し、配慮が必要な園児の行動上の課題（※1）が発生する頻度が増した（※2）と判断された場合に、令和4年7月から追加配置を可能とした。 ※1 配慮が必要な園児の行動上の課題 危険行為、他害、乱暴な行為、集団の規則を守れないこと。 ※2 頻度が増した 自己統制をすることが出来ず、一つの行動の中で危険行為等の問題行動を繰り返すようになること。 (2) 4・5歳児クラスに対する職員配置基準の改正 配慮が必要な園児がクラスに複数名在籍していた場合でも、必要に応じ、令和4年7月から保育補助職員の追加配置を可能とした。 (3) 心理士と保育士による巡回支援の実施（41ページ参照） 園からの要請を受け、配慮が必要な各園児の行動上の課題に応じて、保育内容の確認及び改善支援を行い、園児の個別判断が必要な場合は行動観察を行った上で、支援の程度を見立てる。</p>

今後の方針	<ol style="list-style-type: none">1 体制強化の内容について、園長会等を通して園及び関係所管に確実に周知し、保育補助職員の適正な配置を行う。2 保育補助職員追加配置の必要経費として、18,685千円を算定しており、6月補正にて計上している。議決を得られた際には、実施を予定している。
-------	---

園への巡回支援及び職員の追加配置についての流れ



教 育 委 員 会 報 告

令和4年6月9日

件 名	令和4年4月1日の保育所等利用待機児童の状況について							
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課							
内 容	1 令和4年4月1日現在待機児童数 1人 (うち、フルタイム就労世帯 0人) (単位：人)							
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計
	申込者数 [A] (継続利用児含む)		963	2,344	2,534	2,556	4,964	13,361
	保 育 施 設 在 園 児 数	認可保育所	824	1,898	2,197	2,468	4,722	12,109
		認定こども園	5	32	46	66	216	365
		小規模保育	48	124	132	-	-	304
		家庭的保育	34	103	118	-	-	255
		公設認可外	-	19	18	10	22	69
	保育施設在園児数 合 計 [B]		911	2,176	2,511	2,544	4,960	13,102
	か ら 除 外 し た 待 機 児 童 数	国 定 認 証 保 育 所 利 用	6	26	5	2	2	41
		幼 稚 園 利 用	-	-	-	2	2	4
		企 業 主 導 型 保 育 利 用	-	8	2	1	-	11
		育 児 休 業 ※ 1	27	79	3	-	-	109
		私 的 理 由 ※ 2	18	50	12	6	-	86
		求 職 活 動 休 止	1	5	1	-	-	7
除外した児童数 合 計 [C]		52	168	23	11	4	258	
待機児童数 [A] - [B] - [C]		0	0	0	1	0	1	
※1 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合または、入所できたら復職することの同意書の提出がない場合 ※2 区が他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合								
2 年齢別待機児童数 (各年4月1日時点) (単位：人)								
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
令和3年	0	0	0	0	0	0	0	
令和4年	0	0	0	1	0	0	1	
前年との差	増減なし	増減なし	増減なし	1増	増減なし	増減なし	1増	

3 地域別待機児童数（各年4月1日時点）

（単位：人）

ブロック		R3	R4	ブロック		R3	R4
1	千住地域	0	0	8	六町地域	0	0
2	綾瀬地域	0	0	9	竹の塚地域	0	1
3	中川地域	0	0	10	宮城・小台地域	0	0
4	佐野地域	0	0	11	江北・扇地域	0	0
5	中央本町地域	0	0	12	鹿浜地域	0	0
6	梅田地域	0	0	13	舎人地域	0	0
7	西新井・島根地域	0	0	14	新田地域	0	0
				区全体		0	1

4 保育需要率の推移

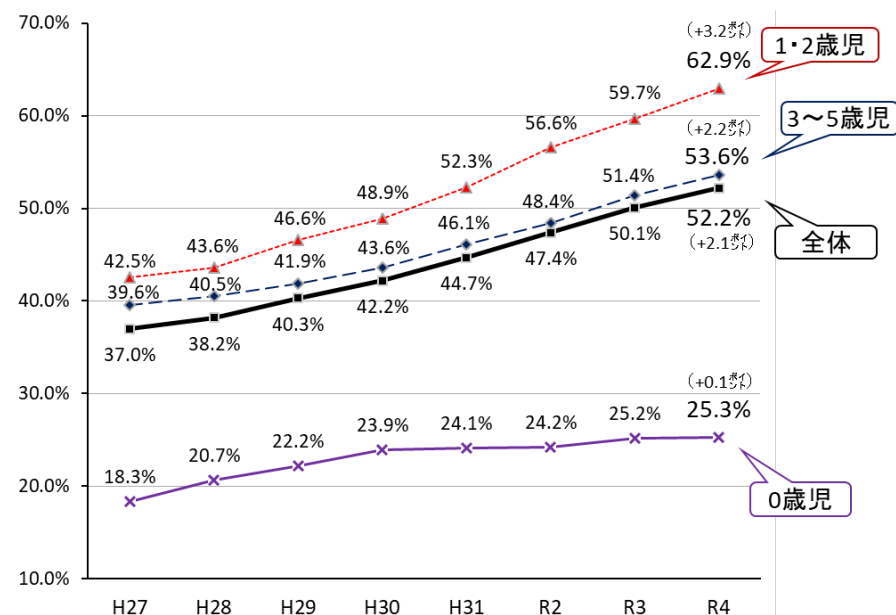
保育を必要とする児童が全体に占める割合を示す「保育需要率」は、前年比2.1ポイント増の52.2%となった。

年齢区分別では、1・2歳児で前年比3.2ポイント、3～5歳児で2.2ポイント上昇した。一方、0歳児では0.1ポイントの増と、ほぼ横ばいとなった。

令和4年4月1日時点

年齢区分	人口 ① (単位：人)	保育需要数② (単位：人)	保育需要率 ③ (②/①)	前年比
0歳児	4,302	1,088	25.3%	0.1ポイント増
1・2歳児	8,741	5,501	62.9%	3.2ポイント増
3～5歳児	14,355	7,700	53.6%	2.2ポイント増
全 体	27,398	14,289	52.2%	2.1ポイント増

【参考】 保育需要率の推移（各年4月1日現在）



5 保育定員の調整（各年4月1日時点）

空き定員対策として、令和3年4月入所より、一部の公立認可保育所で入所定員抑制、私立認可保育所で利用定員変更を実施している。

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年
保育定員数（認可定員）	16,929	16,861	16,719
保育定員数（受入可能数）※		16,697	16,236

※ 令和4年度の受入可能数は、上記調整のほか、休業等により4月入所募集を停止している施設の定員を除く

6 年齢別空き定員数（各年4月1日現在）

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計
令和3年	371	313	248	405	1,039	2,376
令和4年	395	225	258	295	917	2,090
前年との差	24増	88減	10増	110減	122減	286減

7 その他

令和4年4月1日現在の入所状況、地域別定員受入可能数及び、待機児童数の集計方法等はP45～47のとおり。

今後の方針

人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を的確に把握するため、令和4年度以降も地域ごとの保育需要の状況を詳細に分析し、令和5年度以降の待機児童解消に向けて、適正な保育定員数の確保を図る。

また、空き定員対策として実施している保育定員の需給調整に関する計画の見直し等を行い、足立区待機児童解消アクション・プランの改定を行う。

1. 令和4年4月1日現在の年齢別入所状況

①特定教育・保育施設（2号認定・3号認定）

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）							
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	管外委託（再掲）	
認可保育所	公立※1	27	126	350	423	527	1,142	2,568	88	310	385	458	975	2,216	14
	公設民営	14	81	204	269	295	613	1,462	72	198	249	279	567	1,365	1
	私立※2	112	818	1,434	1,666	1,912	3,852	9,682	664	1,390	1,563	1,731	3,180	8,528	19
	小計	153	1,025	1,988	2,358	2,734	5,607	13,712	824	1,898	2,197	2,468	4,722	12,109	34
認定こども園	幼保連携型※1	2	—	22	29	40	86	177	—	7	14	25	65	111	—
	保育所型※1	1	—	13	14	15	32	74	—	12	14	8	30	64	—
	幼稚園型※2	4	9	18	40	87	169	323	5	13	18	33	121	190	2
	小計	7	9	53	83	142	287	574	5	32	46	66	216	365	2
幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	4	—	
合計	160	1,034	2,041	2,441	2,876	5,894	14,286	829	1,930	2,243	2,536	4,940	12,478	36	
他自治体へ委託[再掲]								0	4	6	3	23	36		
他自治体から受託[別掲]								6	29	25	37	74	171		

※1 入所抑制を反映した入所定員

※2 利用定員数（募集停止中の施設の定員を除く）

②特定地域型保育事業（3号認定）

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	入所率
小規模保育	27	127	157	175	—	—	459	48	124	132	—	—	304	66.23%
家庭的保育※3	117	88	141	168	—	—	397	34	103	118	—	—	255	64.23%
合計	144	215	298	343	—	—	856	82	227	250	—	—	559	65.30%
他自治体へ委託[再掲]								—	—	—	—	—	0	
他自治体から受託[別掲]								—	7	3	—	—	10	

※3 休業中の事業者の定員を除く

③認可外保育施設

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	入所率
公設民営認可外	2	6	19	23	13	28	89	—	19	18	10	22	69	77.53%
認証保育所	33	207	329	332	88	49	1,005	143	299	306	68	81	897	89.25%
認証保育所(区外)	—	—	—	—	—	—	—	3	8	10	4	6	31	
企業主導型	—	—	—	—	—	—	—	30	96	91	17	13	247	
企業主導型(区外)	—	—	—	—	—	—	—	1	2	2	1	1	7	
合計	35	213	348	355	101	77	1,094	177	424	427	100	123	1,251	

2. ブロック別定員受入可能数

(単位：人)

	保育施設空き状況 (認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、 区立認可外保育所、認証保育所)						受入 可能数
	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
1ブロック (千住地域)	43	84	58	71	70	124	407
2ブロック (綾瀬地域)	25	54	11	21	31	105	222
3ブロック (中川地域)	12	4	3	3	1	33	44
4ブロック (佐野地域)	25	16	23	11	38	107	195
5ブロック (中央本町地域)	28	37	9	12	18	48	124
6ブロック (梅田地域)	37	31	22	8	10	72	143
7ブロック (西新井・島根地域)	12	21	4	17	5	39	86
8ブロック (六町地域)	34	19	27	15	21	86	168
9ブロック (竹の塚地域)	35	31	20	37	3	47	138
10ブロック (宮城・小台地域)	5	8	11	22	35	56	132
11ブロック (江北・扇地域)	25	34	7	20	21	92	174
12ブロック (鹿浜地域)	28	28	13	14	7	52	114
13ブロック (舎人地域)	20	14	8	0	19	29	70
14ブロック (新田地域)	10	14	9	7	16	27	73
合計	339	395	225	258	295	917	2,090

※ 「定員受入可能数」は、各保育施設の「空き定員数」を示す。

※ 認証保育所以外は、令和4年5月入園分の募集人数

【参考】施設種別ごと受入可能数

(単位：人)

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計
認可保育所	153	213	84	173	251	862	1,583
認定こども園	7	1	16	21	38	49	125
小規模保育	27	82	27	40			149
家庭的保育	117	48	73	8			129
区立認可外	2	6	0	5	3	6	20
認証保育所	33	45	25	11	3	0	84
合計	339	395	225	258	295	917	2,090

【参考】待機児童数の集計方法

(単位：人)

項 目	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日
1.不承諾児童数(転園申請・取り下げ等を除いた数) ①	224	259
(1) 認証保育所・企業主導型保育事業・私立幼稚園を利用している	49	56
(2) 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合または、入所できたら復職することの同意書の提出がない場合	109	109
(3) 特定の保育所等を希望し待機している場合 (ア+イ+ウ)	63	86
ア 保育施設利用申込書に第1希望の施設のみ記入している	31	41
イ 管外の保育施設のみを希望している	0	0
ウ 自宅の近く(概ね半径1km以内)に利用可能で空きがある「認可保育所」、「小規模保育」、「給食を提供する家庭的保育(保育ママ)」又は、「認証保育所」があるが希望していない	32	45
(4) 保護者が求職活動を休止していることを確認した場合	3	7
2.待機児童数に含めない児童 ② ((1)+(2)+(3)+(4))	224	258
3.待機児童数 ③ (①-②)	0	1

教 育 委 員 会 報 告

令和4年6月9日

件 名	小規模保育室の閉園について																											
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課																											
内 容	<p>小規模保育事業者から経営上の理由により運営する園を閉園したい旨の相談を受けた。ヒアリングの結果、これ以上の園の運営は困難であり、以下のとおり閉園の方向で調整したい。</p> <p>1 該当園及び閉園日 施設名：ぴっころきっず新田（事業者：株式会社プライムツーワン） 所在地：足立区新田2-8-3 閉園日：令和5年4月1日</p> <p>2 在園児の受け入れ先の確保 現在、該当園に在籍している児童については、0歳児・1歳児も含め、毎年9月頃に実施している先行利用調整で受け入れ先を確保する。 【保育施設名：ぴっころきっず新田（令和4年4月1日時点）】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年齢</th> <th style="width: 15%;">0歳</th> <th style="width: 15%;">1歳</th> <th style="width: 15%;">2歳</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>在籍数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 補助金等の清算 当該当園については、開園時に区から整備に係る補助金を交付しているが、開園から5年以上経過しており、財産処分に伴う収入が見込まれないため、補助金の返還は発生しない。</p> <p>4 閉園後の新田地域における入所予定児童 ぴっころきっず新田閉園後も新田地域における必要な保育定員数は確保できる見込みであるが、引き続き保育需要を注視していく。 【新田地域における入所予定児童（令和4年5月18日時点）】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年齢</th> <th style="width: 15%;">0歳</th> <th style="width: 15%;">1・2歳</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閉園後の 入所定員</td> <td>41</td> <td>184</td> <td>225</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>R5.4月予測</td> <td>32</td> <td>172</td> <td>204</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 入所定員はぴっころきっず新田を除く。</p>	年齢	0歳	1歳	2歳	合計	定員数	3	4	4	11	在籍数	1	1	4	6	年齢	0歳	1・2歳	合計	閉園後の 入所定員	41	184	225	R5.4月予測	32	172	204
年齢	0歳	1歳	2歳	合計																								
定員数	3	4	4	11																								
在籍数	1	1	4	6																								
年齢	0歳	1・2歳	合計																									
閉園後の 入所定員	41	184	225																									
R5.4月予測	32	172	204																									
今後の方針	関係各所と連携しながら滞りなく閉園の準備を行う。																											

教 育 委 員 会 報 告

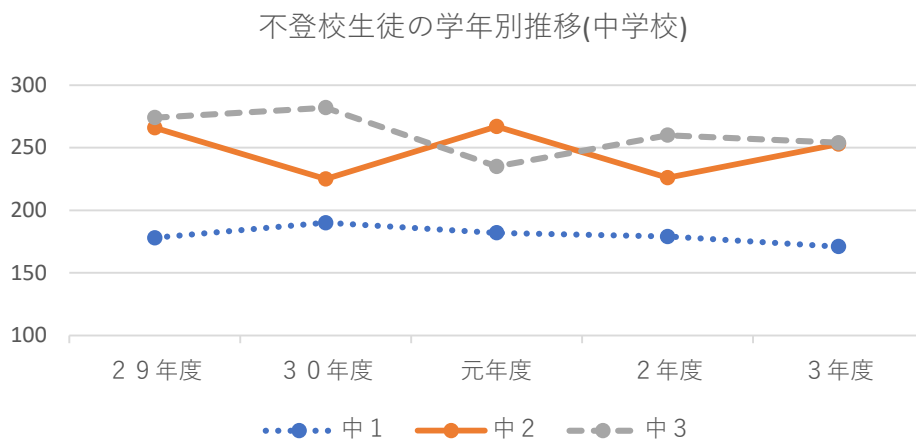
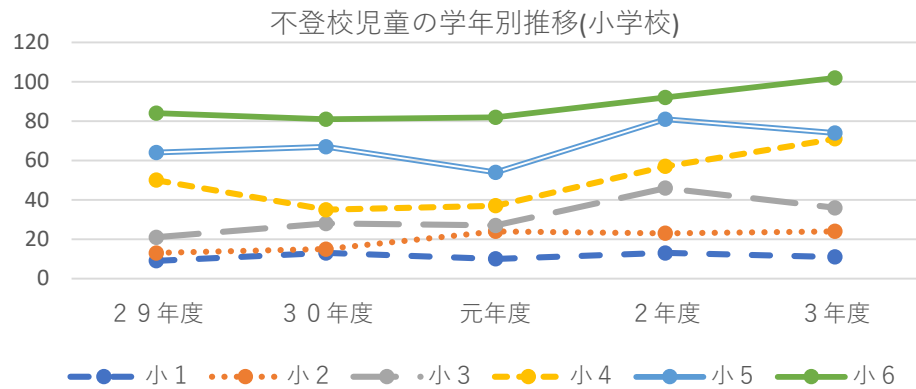
令和4年6月9日

件 名	保育施設入所審査に係る情報連携の実施について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課
内 容	<p>区民負担の軽減のため、マイナンバーによる情報連携を利用し、税関係情報を取得できるよう準備を進める。</p> <p>1 要旨 保育施設入所審査の際に指数が同点の場合、市区町村民税額が低い世帯を優先するために、賦課期日に区外に在住していた場合は、申込者から当該自治体の課税証明書を提出いただいている。 マイナンバーを利用した税情報照会を実施することで、課税証明書提出に係る区民負担の軽減を図る。</p> <p>2 対象世帯数 年間900世帯程度（他自治体の課税証明書提出世帯） ※ 対象は審査時点で区内に住民票がある世帯に限る。</p> <p>3 法的整備 新たに独自利用事務の情報連携を実施する場合、『足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例』の整備が必要となる。</p> <p>4 スケジュール 令和4年10月 個人情報保護委員会（国）に届け出 令和5年11月 4月入所受付分から情報連携開始</p> <p>5 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該情報連携に伴うシステム改修は不要 ・ 江東区は平成29年8月に申請し、実施済
今後の方針	I C T戦略推進担当課と連携して情報連携の準備を行う。

教 育 委 員 会 報 告

令和4年6月9日

件 名	令和3年度の不登校児童・生徒数及び支援について																																																																																																																											
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課																																																																																																																											
内 容	<p>1 令和3年度不登校児童・生徒数（累計30日以上欠席者）</p> <p>(1) 直近5年間の推移</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">29年度</th> <th style="width: 10%;">30年度</th> <th style="width: 10%;">元年度</th> <th style="width: 10%;">2年度</th> <th style="width: 10%;">3年度</th> <th style="width: 10%;">前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>241</td> <td>239</td> <td>234</td> <td>312</td> <td>318</td> <td>+6</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">出席扱い</td> <td>(26)</td> <td>(14)</td> <td>(19)</td> <td>(20)</td> <td>(173)</td> <td>(153)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>718</td> <td>697</td> <td>684</td> <td>665</td> <td>678</td> <td>+13</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">出席扱い</td> <td>(224)</td> <td>(215)</td> <td>(181)</td> <td>(239)</td> <td>(337)</td> <td>(98)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>959</td> <td>936</td> <td>918</td> <td>977</td> <td>996</td> <td>+19</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">出席扱い計</td> <td>(250)</td> <td>(229)</td> <td>(200)</td> <td>(259)</td> <td>(510)</td> <td>(251)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※ 出席扱い…学校の指導要録上、出席としている者の人数（チャレンジ学級等の学校以外の教育の場やICTを活用した学習が該当）</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">不登校児童・生徒数の5年間の推移</p> </div> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center; font-size: small;"> <caption>不登校児童・生徒数の5年間の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>241</td> <td>718</td> <td>959</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>239</td> <td>697</td> <td>936</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>234</td> <td>684</td> <td>918</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>312</td> <td>665</td> <td>977</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>318</td> <td>678</td> <td>996</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">(2) 学年別不登校児童・生徒数及び推移</p> <div style="margin-bottom: 5px;"> ■ 前年度からの不登校者 新規不登校者 チャレンジ・あすテップ通級者 (新規・継続の区別なし) </div> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center; font-size: small;"> <caption>学年別不登校児童・生徒数及び推移</caption> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>前年度からの不登校者</th> <th>新規不登校者</th> <th>チャレンジ・あすテップ通級者</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小1</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>小2</td> <td>18</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>小3</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>小4</td> <td>29</td> <td>13</td> <td>29</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>小5</td> <td>37</td> <td>10</td> <td>27</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>小6</td> <td>50</td> <td>2</td> <td>50</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>中1</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>中2</td> <td>145</td> <td>108</td> <td>0</td> <td>253</td> </tr> <tr> <td>中3</td> <td>181</td> <td>73</td> <td>0</td> <td>254</td> </tr> </tbody> </table>		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年比	小学校	241	239	234	312	318	+6	出席扱い	(26)	(14)	(19)	(20)	(173)	(153)	中学校	718	697	684	665	678	+13	出席扱い	(224)	(215)	(181)	(239)	(337)	(98)	合計	959	936	918	977	996	+19	出席扱い計	(250)	(229)	(200)	(259)	(510)	(251)	年度	小学校	中学校	合計	29年度	241	718	959	30年度	239	697	936	元年度	234	684	918	2年度	312	665	977	3年度	318	678	996	学年	前年度からの不登校者	新規不登校者	チャレンジ・あすテップ通級者	合計	小1	0	11	0	11	小2	18	6	0	24	小3	13	10	3	36	小4	29	13	29	71	小5	37	10	27	74	小6	50	2	50	102	中1	57	57	57	171	中2	145	108	0	253	中3	181	73	0	254
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年比																																																																																																																						
小学校	241	239	234	312	318	+6																																																																																																																						
出席扱い	(26)	(14)	(19)	(20)	(173)	(153)																																																																																																																						
中学校	718	697	684	665	678	+13																																																																																																																						
出席扱い	(224)	(215)	(181)	(239)	(337)	(98)																																																																																																																						
合計	959	936	918	977	996	+19																																																																																																																						
出席扱い計	(250)	(229)	(200)	(259)	(510)	(251)																																																																																																																						
年度	小学校	中学校	合計																																																																																																																									
29年度	241	718	959																																																																																																																									
30年度	239	697	936																																																																																																																									
元年度	234	684	918																																																																																																																									
2年度	312	665	977																																																																																																																									
3年度	318	678	996																																																																																																																									
学年	前年度からの不登校者	新規不登校者	チャレンジ・あすテップ通級者	合計																																																																																																																								
小1	0	11	0	11																																																																																																																								
小2	18	6	0	24																																																																																																																								
小3	13	10	3	36																																																																																																																								
小4	29	13	29	71																																																																																																																								
小5	37	10	27	74																																																																																																																								
小6	50	2	50	102																																																																																																																								
中1	57	57	57	171																																																																																																																								
中2	145	108	0	253																																																																																																																								
中3	181	73	0	254																																																																																																																								



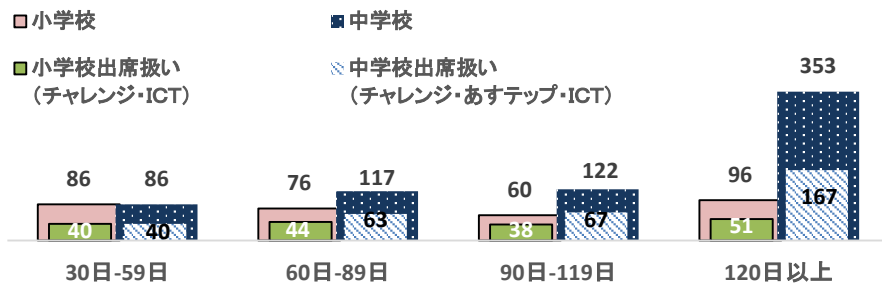
(3) 令和3年度の傾向

- ・ 不登校児童・生徒は19人増加したが、出席扱いとした児童・生徒は251人増加
- ・ 不登校児童・生徒の半数以上が様々な支援を活用し学習に取り組んだことを、適切な支援を受けていると校長が評価したため、指導要録上、出席扱いとした。
※ 「不登校児童生徒への支援の在り方について」(文部科学省 令和元年10月25日付)により、学校外において適切な学習活動を行ったと評価できる場合、学校長は指導要録上出席扱いとすることが認められている。
- ・ 小学校においては、不登校児童に占める出席扱いの比率は、2年度の6%から54%と大きく増加。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うオンライン授業配信等で学校とつながり、出席扱いとした児童が増えたため。

(4) 学年別前年度比較

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計
2年度	13	23	46	57	81	92	312	179	226	260	665
3年度	11	24	36	71	74	102	318	171	253	254	678
前年比	-2	+1	-10	+14	-7	+10	+6	-8	+27	-6	+13

(5) 欠席日数別不登校児童・生徒人数及び出席扱い人数



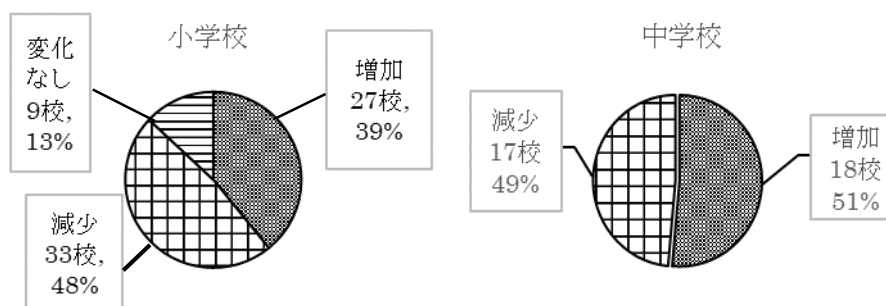
(6) 欠席日数別不登校児童・生徒の学年別人数内訳

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計
30日-59日	2	12	13	25	15	19	86	25	34	27	86
60日-89日	6	5	6	18	23	18	76	34	38	45	117
90日-119日	2	2	6	10	18	22	60	39	40	43	122
120日以上	1	5	11	18	18	43	96	73	141	139	353
合計	11	24	36	71	74	102	318	171	253	254	678

2 学校種別の増減と主な要因

(1) 学校種別の増減

	増加(人数)	減少(人数)	変化なし
小学校	27校(90人)	33校(▲84人)	9校
中学校	18校(97人)	17校(▲84人)	---
合計	45校(187人)	50校(▲168人)	9校



(2) 学校種別の主な増減要因 ※ いずれも前年度との比較

		主な増減要因
小学校	増加	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が精神的に不安定になり、登校できない児童が増えたため。 これまで不登校傾向だった児童も、コロナ不安を理由に登校しないケースが増えたため。
	減少	<ul style="list-style-type: none"> 保護者とオンライン相談を行い、繋がりを保てたため。 オンライン授業を行い、学習支援を行ったため。

中学校	増加	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染を恐れて家でゲーム中心の生活になり、生活リズムが崩れる生徒が増えたため。 保護者の精神的不安定や、兄弟の不登校で、一緒に引きこもるケースが散見されたため。
	減少	<ul style="list-style-type: none"> 別室登校の日数を徐々に増やし、遅刻しながらも登校ができるようになってきたため。 チャレンジ学級へ体験通級し、穏やかに過ごせるようになった。表情もよくなってきたため。

3 主な不登校の要因（上位5項目） ※ カッコ内は割合

	小学校	中学校
1	無気力・不安（48%）	無気力・不安（59%）
2	親子の関係（18%）	生活リズムの乱れ・遊び・非行（13%）
3	生活リズムの乱れ・遊び・非行（14%）	親子の関係（7%）
4	授業が分からない（5%）	授業が分からない（4%）
5	友人関係の悪化（3%）	友人関係の悪化（4%）

4 不登校児童・生徒への今後の支援

(1) 不登校児童（小学生）への支援

- 小学生は、学校とのつながりを保つことが、不登校を長期化させないために不可欠であることから、引き続き、一人1台配布したタブレット端末を活用し、登校しぶりの状態の児童や長期欠席となっている児童も学校とつなげていく。

(2) 不登校生徒（中学生）への支援

- 中学校第1学年から新たに長期欠席となる生徒の割合が多いことから、不登校重点支援校と連携しながらICTを活用した効果的な支援や長期欠席の未然防止策について充実させる。
- チャレンジ学級・あすテップでは、授業のオンライン配信を充実させ、通級生が自宅からでも受講できるようにし、学習の機会を増やしていく。

5 NPOと連携した居場所を兼ねた学習支援（不登校支援）の状況

(1) 支援人数

	小5	小6	中1	中2	中3	計
中部地区	0	0	10	4	4	18
西部地区	2	2	3	3	9	19
東部地区	0	3	5	5	11	24
北部地区	0	1	2	3	0	6
合計	2	6	20	15	24	67

(2) 支援結果（中学3年生は進路等）

	支援結果	人数	内容等
中学3年生	高校進学	20名	チャレンジスクール、通信制学校等
	その他	4名	就職、家事手伝い、夜間中学進学、区外転出
小学5年生 ～ 中学2年生	居場所支援等 が定着	28名	学校復帰、チャレンジ学級 に通級又は居場所支援 の継続
	継続通級困難	15名	教育相談、SSW等の個別 支援

6 家庭学習支援事業の状況

令和3年度より、長期不登校児童等へのアウトリーチ支援として、スクールソーシャルワーカーや学校との連携のもと家庭への働きかけを行い、家庭への講師派遣による個別指導、ICTを活用した学習支援など多様な学習機会を提供している。この取り組みを通じ、基礎的な学力や学習意欲の向上を図る。

(1) 支援対象

長期欠席状態（欠席日数120日程度）にあり、外出が困難な児童等

(2) 支援人数 25人

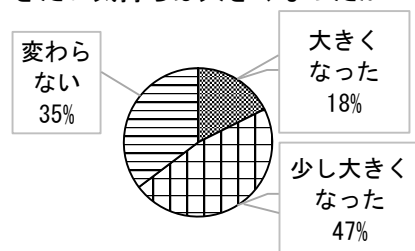
小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計
0	1	0	5	6	9	21	1	2	1	4

(3) 支援結果

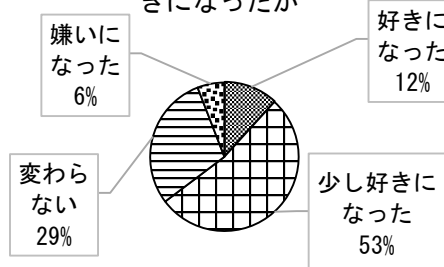
児童・生徒、保護者に対して委託事業者がアンケートを行った結果、本人からは、本事業の利用を通じて、学校・勉強への意識について肯定的な気持ちが大きくなった、との回答が半数を超えた。また、ほとんどの保護者からは肯定的な意見が寄せられた。

(4) 児童・生徒アンケート結果（有効回答数 17 人）

事業開始前と比較して学校へ行きたい気持ちは大きくなったか

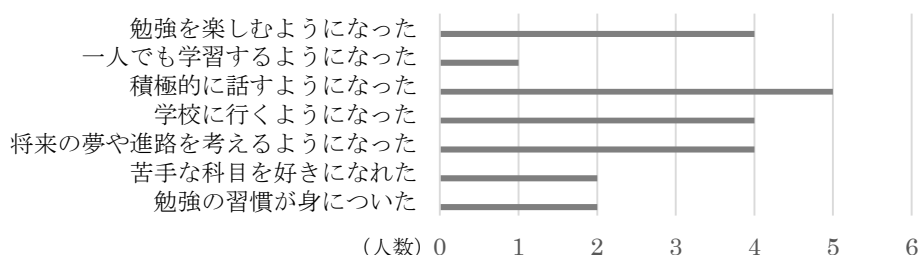


事業開始前と比較して勉強を好きになったか



(5) 保護者アンケート結果（有効回答数 17 人）

本事業による子どもの変化（複数回答可）



(6) 今後の方針

小学生は学校とのつながりを保つ支援を中心にしつつ、外出が困難でより手厚い支援が必要な児童に対しては、本事業による支援を行う。また、より多くの児童を対象とするため、新規利用の不登校児童を中心に令和 4 年度候補者を選定し、事業の利用について家庭への働きかけを行う。

7 令和 4 年度 ICT を活用した支援

(1) 不登校支援における ICT 活用の促進のため、不登校オンライン支援のモデル校を指定し、モデル校で実施している ICT を活用した不登校支援の実践例・好事例を全校へ情報共有

モデル校：西伊興小学校、伊興小学校
東島根中学校、西新井中学校

(2) 登校のきっかけづくりとするための不登校支援における授業の録画、アーカイブについて検討

(3) 学校と家庭をつなぎ、不登校児童・生徒の対面相談への契機とするため、スクールカウンセラーによるオンライン相談を 6 月から順次開始

今後の方針

家庭への支援が必要なケースについては、他課と積極的に情報共有を行い、関係機関と連携した支援を行うよう学校に働きかける。

教 育 委 員 会 報 告

令和4年6月9日

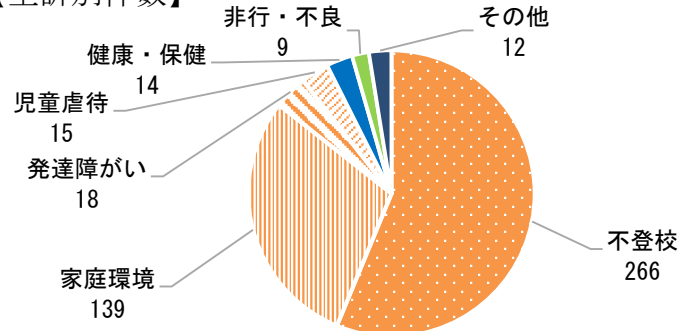
件 名	令和3年度のスクールソーシャルワーカー（SSW）活動実績について																																																																											
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課																																																																											
内 容	<p>全小・中学校を巡回するSSWの活動実績について報告する。</p> <p>1 令和3年度のSSWの主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内会議への参加等を通じた教職員・スクールカウンセラー・関係機関との情報及び支援計画の共有 ・ 家庭訪問を通じた、児童・生徒、保護者の状況確認や学校以外の居場所へのつなぎなどの直接支援 <p>【支援の対象となった児童・生徒数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">令和元年度 総件数</th> <th rowspan="2">令和2年度 総件数</th> <th colspan="3">令和3年度</th> </tr> <tr> <th>単回 相談</th> <th>継続 支援</th> <th>総件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>202</td> <td>201</td> <td>77</td> <td>160</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>222</td> <td>243</td> <td>48</td> <td>188</td> <td>236</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>424</td> <td>444</td> <td>125</td> <td>348</td> <td style="border: 2px dashed black;">473</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 単回相談：1回の学校へのコンサルテーションで終了したもの</p> <p>2 令和4年度の実施内容及び定数の推移</p> <p>【令和4年度の実施内容（前年度との比較）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SSW定数</td> <td>15人</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>1SSW当たりの 平均担当校数</td> <td>小学校 4.6校 中学校 2.3校</td> <td>小学校 3.8校 中学校 1.9校</td> </tr> <tr> <td>定期訪問件数</td> <td>小学校 月1回 中学校 週1回</td> <td>小学校 月2回 中学校 週1回</td> </tr> <tr> <td>統括SSW活動 内容(西新井地区)</td> <td>担当校を持ちながら SSWを指導</td> <td>新規採用SSWを 重点的に指導</td> </tr> <tr> <td>福祉事務所との 連携</td> <td>地区担当員レベルの 連携</td> <td>連絡会を開催して 組織的に連携</td> </tr> </tbody> </table> <p>【SSW定数の推移】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SSW定数</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>【令和4年度地区別SSW体制】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>統括SSW</th> <th>SSW</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西新井</td> <td>1人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>綾瀬</td> <td>1人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>竹の塚</td> <td>1人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度 総件数	令和2年度 総件数	令和3年度			単回 相談	継続 支援	総件数	小学校	202	201	77	160	237	中学校	222	243	48	188	236	合 計	424	444	125	348	473		令和3年度	令和4年度	SSW定数	15人	18人	1SSW当たりの 平均担当校数	小学校 4.6校 中学校 2.3校	小学校 3.8校 中学校 1.9校	定期訪問件数	小学校 月1回 中学校 週1回	小学校 月2回 中学校 週1回	統括SSW活動 内容(西新井地区)	担当校を持ちながら SSWを指導	新規採用SSWを 重点的に指導	福祉事務所との 連携	地区担当員レベルの 連携	連絡会を開催して 組織的に連携	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	SSW定数	3	9	15	15	14	15	15	18	地区	統括SSW	SSW	西新井	1人	9人	綾瀬	1人	3人	竹の塚	1人	3人
	令和元年度 総件数				令和2年度 総件数	令和3年度																																																																						
		単回 相談	継続 支援	総件数																																																																								
小学校	202	201	77	160	237																																																																							
中学校	222	243	48	188	236																																																																							
合 計	424	444	125	348	473																																																																							
	令和3年度	令和4年度																																																																										
SSW定数	15人	18人																																																																										
1SSW当たりの 平均担当校数	小学校 4.6校 中学校 2.3校	小学校 3.8校 中学校 1.9校																																																																										
定期訪問件数	小学校 月1回 中学校 週1回	小学校 月2回 中学校 週1回																																																																										
統括SSW活動 内容(西新井地区)	担当校を持ちながら SSWを指導	新規採用SSWを 重点的に指導																																																																										
福祉事務所との 連携	地区担当員レベルの 連携	連絡会を開催して 組織的に連携																																																																										
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																																				
SSW定数	3	9	15	15	14	15	15	18																																																																				
地区	統括SSW	SSW																																																																										
西新井	1人	9人																																																																										
綾瀬	1人	3人																																																																										
竹の塚	1人	3人																																																																										

3 令和3年度の訪問活動等

【訪問活動の回数】

学校	2,070
家庭	1,084
関係機関（病院、福祉事務所等）	231

【主訴別件数】



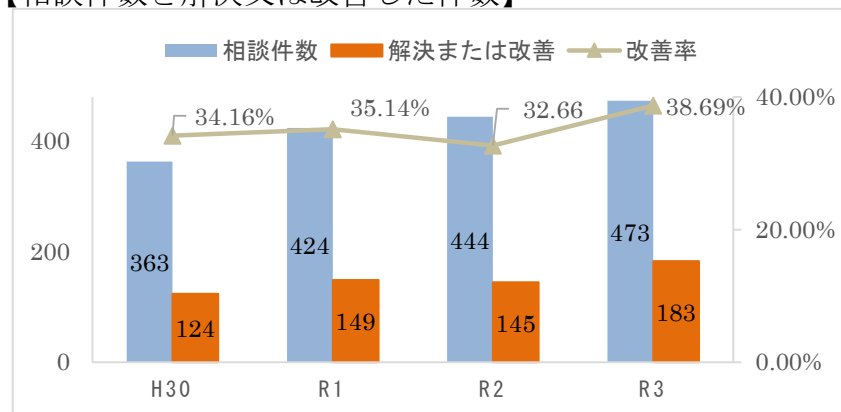
※ 家庭環境の例
 ・ 保護者の心身が不安定なことによる家庭の養育力の欠如

※ 不登校の例
 ・ 昼夜逆転による生活リズムの乱れ
 ・ 学力不足による意欲の低下

4 活動による成果

- ・ 児童・生徒関連機関や福祉事務所と連携を図った(115件)。
 (例) 不登校児童・生徒宅へ、福祉事務所ケースワーカーとの同行訪問などを通じて、不登校児童・生徒の居場所へつなげることで、学習機会を確保した。
- ・ 保健所や医療機関等へつないだ(59件)。
 (例) 治療中断していたアルコール依存の保護者への訪問を継続して関係性を築き、定期通院につなげた。断酒が継続されたことにより、養育環境が改善された。

【相談件数と解決又は改善した件数】



※ 解決とは、学校と協議した結果、主たる要因が解消された場合

※ 改善とは、複数の要因のうち、いくつかの要因が解消された場合や、主たる要因の解消に向けて進展した場合

今後の方針

学校のスクールソーシャルワークに対する理解を深めることと、SSWが各関係機関との協力体制を強化していくことにより、児童・生徒、保護者への支援を充実させる。

教 育 委 員 会 報 告

令和 4 年 6 月 9 日

件 名	児童虐待対応の連携強化に関する警視庁との協定・覚書の締結について
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内 容	<p>児童虐待対応においては、関係機関が緊密に連携して情報を共有し、早期発見・早期対処していくことが必要であることから、警視庁生活安全部少年育成課及び区内 4 警察署と、以下のとおり協定・覚書を締結したので報告する。</p> <p>1 協定の概要</p> <p>(1) 名 称 児童虐待対応の連携強化に関する協定 (2) 締 結 足立区・警視庁生活安全部少年育成課 (3) 内 容 情報共有、虐待予防・早期発見に視点を置いた支援に向けた警察情報の活用等</p> <p>2 覚書の概要</p> <p>(1) 名 称 児童虐待対応の連携強化に関する覚書 (2) 締 結 足立区・区内 4 警察署 (3) 内 容 情報共有、児童の安全確認時における連携、平素からの連携等</p> <p>3 協定・覚書締結日 令和 4 年 4 月 26 日</p> <p>4 協定・覚書締結の目的</p> <p>(1) 警視庁と児童相談所で行っている情報共有と同水準の情報共有 ア 危険性が高くなる可能性のある虐待情報 ・ 身体的虐待、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案 ・ 児童相談所が児童虐待に起因した一時保護又は施設入所等の措置を解除し、家庭復帰した事案等 イ 区内 4 警察署が児童虐待の疑いで調査した事案の共有 ・ 区内 4 警察署が児童虐待の疑いがあるとして調査した事案</p> <p>(2) 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援に向けた警察情報の活用 児童虐待が潜在する場合、その発見が困難となる家庭について、区が警察と情報共有することで、児童虐待の注意を要する家庭であるか総合的に判断し、虐待予防・早期発見に視点を置いた支援につなげる。</p> <p>5 個人情報保護 本協定に基づく個人情報の取扱いについては、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づき情報の提供及び収集を行うものである。なお、本件については令和 4 年 3 月 28 日開催の足立区情報公開・個人情報保護審議会において報告済である。</p>
今後の方針	児童虐待対応について警察との連携強化を通じ、リスクの高い虐待事案に対し、虐待予防・早期発見に視点を置いた支援につなげる。

教 育 委 員 会 報 告

令和4年6月9日

件 名	東湊江小学校施設更新事業に伴う設計等業務委託について
所管部課名	施設営繕部 東部地区建設課、中部地区建設課 学校運営部 学校施設管理課
内 容	<p>東湊江小学校施設更新事業に伴う設計等業務委託契約を締結したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 契約概要</p> <p>(1) 契約日 令和4年5月16日</p> <p>(2) 契約受託者 株式会社相和技術研究所</p> <p>(3) 落札結果（税込み） 予定価格 220,000,000円 契約金額 191,950,000円（落札率87.25%）</p> <p>(4) 契約期間 令和4年5月17日 から 令和10年2月29日 まで</p> <p>2 今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4～5年度・・・新校舎設計 ・ 令和 5～6年度・・・解体工事、仮設校舎建設 ・ 令和 7～8年度・・・新校舎建設 ・ 令和 9 年度・・・仮設校舎解体等
今後の方針	地域住民、検討協議会等と十分な協議を行いながら、学校運営に支障がないようスケジュール管理を徹底していく

教育委員会情報連絡

令和4年6月9日

件名	令和4年度区立学校周年記念式典等について																																																				
所管部課名	学校運営部学校支援課																																																				
内容	<p>令和4年度の区立小・中学校の周年記念式典等の実施校及び実施予定日は以下のとおり。 なお、祝賀会については、飲食を伴わない形態に限る。</p> <p>令和4年度周年記念式典等実施校及び実施予定日 (※ 網掛けは令和3年度の実施を延期した学校。日程調整中)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施予定日</th> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">周年数</th> <th style="text-align: center;">祝賀会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10月22日(土)</td> <td>西新井第一小学校</td> <td style="text-align: center;">70周年</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月29日(土)</td> <td>栗原小学校</td> <td style="text-align: center;">80周年</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">11月5日(土)</td> <td>綾瀬小学校</td> <td style="text-align: center;">60周年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青井中学校</td> <td style="text-align: center;">50周年</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <td style="text-align: center;">*11月6日(日)</td> <td>第四中学校(夜間)</td> <td style="text-align: center;">70周年</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">11月12日(土)</td> <td>関原小学校</td> <td style="text-align: center;">90周年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北鹿浜小学校</td> <td style="text-align: center;">50周年</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11月19日(土)</td> <td>中川小学校</td> <td style="text-align: center;">60周年</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">11月26日(土)</td> <td>西伊興小学校</td> <td style="text-align: center;">50周年</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>花保小学校</td> <td style="text-align: center;">50周年</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">12月3日(土)</td> <td>弥生小学校</td> <td style="text-align: center;">70周年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青井小学校</td> <td style="text-align: center;">50周年</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月17日(土)</td> <td>足立小学校</td> <td style="text-align: center;">10周年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">小学校11校、中学校2校</p>	実施予定日	学校名	周年数	祝賀会	10月22日(土)	西新井第一小学校	70周年		10月29日(土)	栗原小学校	80周年		11月5日(土)	綾瀬小学校	60周年		青井中学校	50周年		*11月6日(日)	第四中学校(夜間)	70周年		11月12日(土)	関原小学校	90周年		北鹿浜小学校	50周年		11月19日(土)	中川小学校	60周年		11月26日(土)	西伊興小学校	50周年	○	花保小学校	50周年	○	12月3日(土)	弥生小学校	70周年		青井小学校	50周年		12月17日(土)	足立小学校	10周年	
実施予定日	学校名	周年数	祝賀会																																																		
10月22日(土)	西新井第一小学校	70周年																																																			
10月29日(土)	栗原小学校	80周年																																																			
11月5日(土)	綾瀬小学校	60周年																																																			
	青井中学校	50周年																																																			
*11月6日(日)	第四中学校(夜間)	70周年																																																			
11月12日(土)	関原小学校	90周年																																																			
	北鹿浜小学校	50周年																																																			
11月19日(土)	中川小学校	60周年																																																			
11月26日(土)	西伊興小学校	50周年	○																																																		
	花保小学校	50周年	○																																																		
12月3日(土)	弥生小学校	70周年																																																			
	青井小学校	50周年																																																			
12月17日(土)	足立小学校	10周年																																																			
今後の方針	6月30日の文教委員会に情報連絡事項として提出する。																																																				

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和4年6月9日

件 名	令和5年度新入学児童・生徒受入可能人数の公表と令和4年度第1回学校公開の日程及び学校選択制度の周知について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>以下のとおり、令和5年度新入学児童・生徒受入可能人数と学校公開の日程を公表するとともに、学校選択制度の保護者への周知用パンフレットを配布した。</p> <p>1 令和5年度の区立小・中学校の入学受入可能人数 各小・中学校、保育園、区民事務所等の区内各施設に掲示を依頼し、区民に公表する（6月10日予定）。</p> <p>2 令和4年度第1回学校公開の日程 区立小・中学校で6月に実施する令和5年度入学者向けの学校公開および学校説明会の日程について、各小・中学校、保育園、区民事務所等の区内各施設に掲示を依頼し、区民に公表した。</p> <p>3 学校選択制度の保護者への周知用パンフレット 令和5年度入学予定である幼稚園、保育園、認定こども園等の年長児と小学校6年生の保護者に配布した。また、区民事務所等の区内各施設においても配布を依頼した。 なお、小学校については、選択の範囲を隣接校等に限定しているため、小学校入学予定者の保護者には、「小学校の学校選択制度について」のチラシを同封した。</p> <p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「小学校受入可能人数一覧表」 および 「中学校受入可能人数一覧表」 （P62～63参照） ・ 「令和4年度第1回学校公開日一覧（小学校）」 および 「令和4年度第1回学校公開日一覧（中学校）」 （P64～65参照） ・ 「足立区の学校選択制度」のパンフレット及び「小学校の学校選択制度について」のチラシ（別添資料4参照） <p>【掲示施設】 学務課、区立小・中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、区民事務所、住区センター、図書館、生涯学習センター、地域学習センター、鹿浜いきいき館、ギャラクシティ、こども支援センターげんき、障がい福祉センター</p>
今後の方針	

令和5年度 小学校 受入可能人数一覧表

令和5年度入学の新一年生について、各学校の入学可能な人数の上限を示す「受入可能人数」は、次のとおりです。

(五十音順)

No.	学校名	令和4年度 入学者数	令和5年度 受入可能人数	備考
1	青井小	65	65	前年度 抽選
2	足立小	87	100	
3	足立入谷小	15	65	
4	綾瀬小	150	170	
5	伊興小	119	135	
6	梅島小	101	100	前年度 抽選
7	梅島第一小	52	65	
8	梅島第二小	49	65	
9	桜花小	53	65	
10	扇小	44	65	
11	大谷田小	57	65	
12	興本小	58	100	
13	加平小	98	100	前年度 抽選
14	亀田小	104	135	
15	北三谷小	36	65	
16	栗島小	38	100	
17	栗原小	59	65	
18	栗原北小	54	100	
19	弘道小	37	65	
20	弘道第一小	47	65	
21	江北小	123	135	
22	古千谷小	89	100	
23	皿沼小	35	65	
24	鹿浜五色桜小	70	100	
25	鹿浜第一小	95	100	前年度 凍結
26	鹿浜未来小(仮称)	51	100	
27	島根小	95	100	前年度 凍結
28	新田小	161	205	
29	関原小	89	100	
30	千寿小	150	135	
31	千寿桜小	80	100	
32	千寿常東小	84	100	
33	千寿第八小	79	100	
34	千寿双葉小	77	100	

No.	学校名	令和4年度 入学者数	令和5年度 受入可能人数	備考
35	千寿本町小	64	65	前年度 抽選
36	竹の塚小	38	65	
37	辰沼小	88	100	
38	寺地小	57	65	
39	舎人小	89	65	
40	舎人第一小	82	100	
41	中川小	47	65	
42	中川北小	81	100	
43	中川東小	45	65	
44	中島根小	45	65	
45	長門小	41	65	
46	西新井小	81	100	
47	西新井第一小	55	65	
48	西新井第二小	56	65	
49	西伊興小	99	100	前年度 抽選
50	西保木間小	26	65	
51	花畑小	56	65	
52	花畑第一小	58	100	
53	花畑西小	47	65	
54	花保小	87	100	
55	東綾瀬小	80	100	
56	東伊興小	82	100	
57	東加平小	118	100	前年度 抽選
58	東栗原小	54	100	
59	東洲江小	86	135	
60	平野小	83	100	
61	洲江小	65	65	前年度 抽選
62	洲江第一小	101	100	前年度 抽選
63	保木間小	51	65	
64	宮城小	72	100	
65	六木小	67	100	
66	本木小	59	65	
67	弥生小	74	100	

受入可能人数は、教室数や住民基本台帳の人数、近年の就学状況等を勘案して算出しています。

凍結は、入学希望者が一定人数を超えた場合、抽選を行わず希望者全員を受け入れ、学区域以外からの入学をお断りすることとなった学校です。

No 26 鹿浜未来小学校(仮称)は、北鹿浜小学校と鹿浜西小学校を統合し、旧鹿浜中学校跡地(鹿浜五丁目18番)に新校舎を建設して、令和5年4月から開校の予定です。

令和5年度 中学校 受入可能人数一覧表

令和5年度入学の新一年生について、各学校の入学可能な人数の上限を示す「受入可能人数」は、次のとおりです。

(青井中以降 五十音順)

No.	学校名	令和4年度 入学者数	令和5年度 受入可能人数	備考
1	第一中	117	130	
2	第四中	174	205	
3	第五中	75	95	
4	第六中	99	95	前年度 抽選
5	第七中	128	130	前年度 抽選
6	第九中	174	190	
7	第十中	159	170	前年度 抽選
8	第十一中	207	205	前年度 抽選
9	第十二中	114	130	
10	第十三中	204	205	前年度 抽選
11	第十四中	237	270	
12	青井中	41	60	
13	伊興中	178	205	
14	入谷中	32	60	
15	入谷南中	128	130	前年度 抽選
16	扇中	76	95	
17	加賀中	64	95	
18	蒲原中	176	205	
19	栗島中	91	95	
20	江南中	58	60	
21	江北桜中	134	130	前年度 抽選
22	鹿浜菜の花中	137	165	
23	新田中	178	205	
24	千寿青葉中	127	165	前年度 抽選
25	千寿桜堤中	169	165	前年度 抽選
26	竹の塚中	37	60	
27	西新井中	206	205	前年度 抽選
28	花畑中	95	95	前年度 抽選
29	花畑北中	38	60	
30	花保中	97	95	前年度 抽選
31	東綾瀬中	152	205	
32	東島根中	90	130	
33	浏江中	128	165	
34	谷中中	150	165	
35	六月中	168	205	前年度 抽選

受入可能人数は、教室数や住民基本台帳の人数、近年の就学状況等を勘案して算出しています。

凍結は、入学希望者が一定人数を超えた場合、抽選を行わず希望者全員を受け入れ、学区域以外からの入学をお断りすることとなった学校です。

No.31 東綾瀬中学校は、令和6年8月（予定）まで、仮設校舎（東綾瀬一丁目5番3号）となります。

問い合わせ先 足立区教育委員会事務局 学務課就学係
TEL 03-3880-5969



◆第1回(6月)学校公開日一覧(区立小学校)◆

下表のとおり学校公開を行います。授業風景や校風などを実際にご覧いただき、学校を選ぶ際の参考にしてください。

なお詳細(公開時間・公開内容・公開場所など)はそれぞれ学校の事情により異なりますので、各学校のホームページをご確認いただくか、直接お問い合わせください。

参加される方は検温をしていただき、37.5℃以上の発熱のある方や体調の優れない方は、参加をお控えください。

公開時間：午前9時30分～午前11時30分/午後1時30分～午後3時30分

学校名	通常学級		特別支援学級(固定級・通級設置校)				連絡先
	公開日	入学者向け説明会	障がい種別	公開日	説明会(固定級のみ)		
ア 青井小 足立小 足立入谷小 綾瀬小	14～17日、18日午前	14(火)10:45～11:15	知的	14～17日、18日午前	学校へご相談ください	3880-2255	
	6日、7日、8日午前、9日、11日午前	9(木)10:00～11:00	知的・弱視	6日、7日、8日午前、9日、11日午前	10月開催予定	3887-8891	
	14日、15日午前、16日午前、17日、18日午前	18(土)10:30～11:30				3853-0421	
	13～18日(全日午前のみ)	15(水)10:00～11:00				3605-7328	
イ 伊興小	13～18日(全日午前のみ)	18(土)10:00～10:30				3899-1134	
ウ 梅島小 梅島第一小 梅島第二小	6日、7日、8日午前、9日、10日、11日午前	9(木)15:00～16:00				3889-9501	
	6日、7日、8日午前、9日、10日、11日午前	9(木)10:50～11:30				3889-0334	
	6日、7日、8日午前、9日、10日	9(木)10:45～11:30	知的	6日、7日、8日午前、9日、10日	9(木)11:35～12:20	3889-1401	
オ 桜花小 扇小 大谷田小 興平小	7～11日(全日午前のみ)	8(水)10:15～11:00	知的	7～11日(全日午前のみ)	8(水)10:15～11:00	3885-4911	
	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	10(金)15:30～16:45				3898-2156	
	7日、8日午前、9日午前、10日、11日午前	7(火)10:40～11:10				3605-6344	
	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	11(土)11:00～11:45				3890-7104	
カ 加平小 亀田小	14～17日、18日午前	18(土)10:15～10:45				3884-0716	
	13～15日、16日午前、17日、18日午前	17(金)11:00～11:30 13:30～14:00				3889-2621	
キ 北三谷小 北鹿浜小	6日、7日、8日午前、9日、10日	9(木)9:50～10:20				3605-6481	
	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	10(金)15:20～16:00				3853-3151	
ク 栗島小 栗原小 栗原北小	4日、7日、8日午前、9日、10日	10(金)11:00～11:30				3887-6491	
	14日、15日午前、16日、17日、18日午前	17(金)10:40～11:25				3887-6391	
	14～17日、18日午前	16(木)15:00～16:00				3853-1216	
コ 弘道小 弘道第一小 江道第一小 古千谷小	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	11(土)10:10～10:40				3887-6691	
	8日午前、9日、10日、11日午前、13日	9(木)10:00～10:45				3889-4437	
	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	9(木)14:00～15:00	知的	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	9(木)14:00～15:00	3899-1144	
	6～11日(全日午前のみ)	6(月)15:30～16:00	知的	6～11日(全日午前のみ)	6(月)14:45～15:15	3855-3161	
サ 皿沼小 シ 鹿浜五色桜小 鹿浜第一小 鹿浜西小 島根小	6～10日	7(火)10:45～11:30				3857-4651	
	6日、7日、8日午前、9日、10日	8(水)10:00～11:00				3898-1321	
	11日午前、13～16日	11(土)11:00～11:30	知的	11日午前、13～16日	11(土)10:30～11:00	3899-3456	
	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	9(木)10:40～11:10				3897-1181	
	7～10日、11日午前	8(水)9:50～10:35				3884-0121	
セ 新田小 関原小 千寿小 千寿桜小 千寿常東小 千寿第八小 千寿双葉小 千寿本町小	6日、7日、8日午前、9日	9(木)15:00～15:45	知的	6日、7日、8日午前、9日	9(木)16:00～16:30	3912-9436	
	6日、7日、8日午前、9日、10日	9(木)10:00～11:00	知的	6日、7日、8日午前、9日、10日	9(木)10:00～11:00	3889-7216	
	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	9(木)10:00～10:50 11:10～12:00 14:10～15:00				3888-5456	
	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	8(水)10:30～11:30	知的	学校へお問い合わせください	8(水)11:30～12:00	3888-5356	
	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	10(金)10:00～10:30	知的	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	10(金)10:45～11:15	3888-5466	
	11日午前、13～15日、16日午前、17日午前	15(水)10:30～11:30				3888-7826	
	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	8(水)10:00～10:45				3888-6326	
	6～10日、11日午前	9(木)10:00～11:00				3888-8361	
	14日～17日、18日午前	18(土)9:20～10:05				3884-5334	
	辰沼小	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	8(水)11:15～11:45	知的	学校へお問い合わせください	学校へご相談ください	3629-2421
テ 寺地小	6～11日(全日午前のみ)	9(木)11:30～12:00				3890-7204	
ト 舎人小 舎人第一小	6日、7日、8日午前、9日、10日	7(火)11:00～11:45				3899-1146	
	6～11日(全日午前のみ)	11(土)9:15～10:15				3897-9917	
ナ 中川小 中川北小 中川東小 中島根小	6日、7日、8日午前、9日、10日、11日午前	9(木)11:30～12:00				3605-7777	
	8～10日、11日午前、13日	10(金)11:25～12:15				3620-3831	
	9日、10日、11日午前、13日、14日	14(火)14:00～15:00	難聴・言語	今回は実施いたしません		3629-4511	
	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	9(木)15:30～16:00				3850-4071	
ニ 長門小	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	10(金)11:00～12:00				3602-8887	
西新井小 西新井第一小 西新井第二小 西伊興小 西保木間小	6日、7日、8日午前、9日、10日	7(火)10:40～11:30				3890-5591	
	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	7(火)10:00～11:00				3890-4504	
	6日、7日、8日午前、9日、10日	10(金)10:30～11:30				3899-2151	
	4日午前、6～9日	4(土)11:40～12:00 12:10～12:30	知的	4日午前、6～9日	4(土)11:40～12:00 12:10～12:30	3897-8251	
	6日、7日、8日午前、9日、10日	8(水)10:00～11:00				3884-3295	
ハ 花畑小 花畑第一小 花畑西小 花保小	6～10日(全日午前のみ)	11(土)9:00～10:00	知的	6～10日(全日午前のみ)	11(土)9:00～10:00	3883-6791	
	14日、15日午前、16日、17日、18日午前	3(金)15:00～15:45				3884-0726	
	7～11日(全日午前のみ)	11(土)10:30～11:30				3883-1471	
	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	11(土)10:30～12:00				3885-7335	
ヒ 東綾瀬小 東伊興小 東加平小 東栗原小 東洲江小	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	10(金)10:40～11:10				3620-7141	
	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	9(木)10:00～11:00				3897-5341	
	10日、11日午前、13日、15日、16日	16(木)10:30～11:30				3606-1511	
	6日、7日、8日午前、9日、10日	6(月)10:30～11:00				3883-4215	
	23日、24日、25日午前、27～29日	28(火)10:45～11:30	知的	23日、24日、25日午前、27～29日	28(火)10:45～11:30	3605-2013	
フ 平野小 洲江小 洲江第一小	2日、3日、4日午前、6日、7日	2(木)15:00～15:40	知的	2日、3日、4日午前、6日、7日	2(木)15:00～15:40	3859-4481	
6日、7日、8日午前、9日、10日、11日午前	7(火)10:00～11:00	知的	6日、7日、8日午前、9日、10日、11日午前	7(火)10:00～11:00	3884-1416		
6日、7日、8日午前、9日、10日、11日午前	7(火)14:00～15:00				3884-4611		
ホ 保木間小	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	11(土)10:55～11:40				3884-0416	
ミ 宮城小	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	7(火)10:30～11:00	知的	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	学校へご相談ください	3913-5338	
ム 六木小	6日、7日、8日午前、9日、10日、11日午前	9(木)10:20～10:50	知的	6日、7日、8日午前、9日、10日、11日午前	9(木)9:45～10:15	3629-4421	
モ 本木小	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	8(水)9:30～10:00	知的	7日、8日午前、9日、10日、11日午前	学校へご相談ください	3890-7201	
ヤ 弥生小	6日、7日、8日午前、9日、10日、11日午前	11(土)10:10～10:55	難聴・言語	今回は実施いたしません		3889-3516	

(注)北鹿浜小学校と鹿浜西小学校は令和5年4月に統合し、「鹿浜未来小学校(仮称)」となります。今回の入学者向け説明会は北鹿浜小学校、鹿浜西小学校それぞれで開催します。

*見学の際、手話による通訳を希望される場合は各学校へご相談ください。

◆第1回（6月）学校公開日一覧（区立中学校）◆

下表のとおり学校公開を行います。授業風景や校風などを実際にご覧いただき、学校を選ぶ際の参考にしてください。

なお詳細（公開時間・公開内容・公開場所など）はそれぞれ学校の事情により異なりますので、各学校のホームページをご確認いただくか、直接お問い合わせください。

参加される方は検温をしていただき、37.5℃以上の発熱のある方や体調の優れない方は、参加をお控えください。

公開時間：午前9時30分～午前11時30分／午後1時30分～午後5時

通常学級			特別支援学級（固定級・通級設置校）			連絡先
学校名	公開日	入学者向け説明会	障がい種別	公開日	入学者向け説明会（固定級のみ）	
第一中	20日、22日午前、23日、24日	25（土）10:30～11:20	知的	20日、22日午前、23日、24日	25（土）10:30～11:20	3888-5426
第四中	7日午後、8日午前、9日、10日、11日午前	9（木）14:15～14:55				3887-6891
第五中	13日、14日、15日午前、16日、17日	18（土）11:00～12:00				3898-7391
第六中	13日午前、14日午前、15～17日、18日午前	18（土）11:00～11:45	知的	13日午前、14日午前、15～17日、18日午前	18（土）11:00～11:45	3898-7491
第七中	13日、14日、15日午前、16日、17日	17（金）15:30～16:15	知的	13日、14日、15日午前、16日、17日	学校にご相談ください	3887-7691
第九中	15日午前、16日、17日、20日、21日	16（木）15:00～16:00				3887-7791
第十中	20日、21日、22日午前、23日、24日、25日午前	25（土）10:45～11:30				3887-7891
第十一中	13～17日	16（木）15:00～16:00				3887-8191
第十二中	13日、14日、15日午前、16日、17日	18（土）11:00～12:00				3605-2734
第十三中	13日、14日、15日午後、16日午後、17日午前	18（土）10:45～11:35	知的	13日、14日、15日午後、16日午後、17日午前	16（木）11:00～12:00	3605-4711
第十四中	13～17日、18日午前	14（火）14:00～14:45 16（木）				3899-1191
ア青井中	11日午前、13～17日	11（土）10:40～11:10				3880-2231
イ伊興中	2～4日、6日、7日	4（土）11:00～12:00	知的	2～4日、6日、7日	4（土）11:00～12:00	3855-2361
入谷中	14日、15日、16日午前、17日、18日午前	18（土）11:00～11:40				3855-3196
入谷南中	13日、14日、15日午前、16日、17日	16（木）14:35～15:25				3897-9919
オ扇中	6～11日	11（土）11:00～11:45				3856-1421
カ加賀中	11日午前、13～16日	11（土）11:30～12:00				3857-1121
蒲原中	13～17日	14（火）14:50～15:50				3605-8335
ク栗島中	14日、15日午前、16日、17日、18日午前	18（土）11:00～12:00	知的	14日、15日午前、16日、17日、18日午前	18（土）11:00～12:00	3852-1011
コ江南中	13日、14日、15日午前、16日、17日、18日午前	18（土）11:00～11:30				3911-6413
江北桜中	13日、14日、15日午前、16日、17日	17（金）15:00～16:00				3854-1191
シ鹿浜菜の花中	13日、14日、15日午前、16日、17日、18日午前	18（土）10:45～11:30	知的	13日、14日、15日午前、16日、17日、18日午前	18（土）10:00～10:30	3899-1504
新田中	6日、7日、8日午前、9日	9（木）15:00～15:45	知的	6日、7日、8日午前、9日	9（木）16:00～16:30	3913-6665
セ千寿青葉中	6～11日	11（土）11:00～11:50				3888-7456
千寿桜堤中	13～17日	17（金）15:00～15:45				3888-5081
タ竹の塚中	13日午前、14日午前、15日午前、16日、17日、18日午前	18（土）10:40～11:30				3883-1251
ニ西新井中	7～10日、11日午前	11（土）11:15～12:00				3890-8167
ハ花畑中	13日、14日、15日午前、16日、17日	18（土）10:30～11:30	知的	13日、14日、15日午前、16日、17日	18（土）10:30～11:30	3884-0731
花畑北中	7～10日、11日午前	11（土）10:40～11:30				3859-5031
花保中	13～17日	18（土）10:45～11:45				3859-8011
ヒ東綾瀬中	13日、14日、15日午前、16日、17日、18日午前	18（土）10:00～10:45	知的	13日、14日、15日午前、16日、17日、18日午前	18（土）9:30～10:00	3605-6565
東島根中	6～10日、11日午前	11（土）11:00～11:40				3884-1331
フ浏江中	7～10日、11日午前、13日	11（土）11:50～12:30				3885-0039
ヤ谷中中	13日、14日、15日午前、16日、17日	18（土）11:00～12:00				3620-6662
ロ六月中	14日、15日午前、16日、17日、18日午前	18（土）10:30～11:15				3859-1072

*見学の際、手話による通訳を希望される場合は各学校へご相談ください。

教育委員会情報連絡

青少年課

事業実施報告（5月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	1日（日）8日（日） 15日（日）22日（日） 29日（日）	新田地域学習センター他	7人
科学体験講座	7日（土）	ギャラクシティ	中止 （※）
	8日（日）		
	29日（日）		
あだち日曜教室	8日（日）	梅田地域学習センター	24人
ジュニアリーダー研修会	1日（日）	西新井第一小学校	19人
	7日（土）8日（日）	梅島小学校	29人
	15日（日）22日（日）	学びピア 21/千寿双葉小学校	53人
	21日（土）	弘道小学校	11人
	22日（日）	中央本町地域学習センター	18人
	28日（土）29日（日）	新田小学校 第二校舎	52人
ジュニアリーダー スーパー研修会	15日（日）	梅田地域学習センター	29人
	29日（日）	宮城ゆうゆう公園	25人
親子体験キャンプ	29日（日）	舎人公園キャンプ場	26人
二十歳の集い実行委員 応募者説明会	19日（木）	WEB 会議	14人

（※） 会場の使用中止のため

事業実施予定（6月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	5日（日）12日（日） 19日（日）26日（日）	新田地域学習センター他	30人
科学体験講座	19日（日）	ギャラクシティ	20人
	25日（土）		10人
	26日（日）		10人
あだち日曜教室	12日（日）	梅田地域学習センター	30人

事業実施予定（6月）

行事名	実施日	会場	参加者数
ジュニアリーダー研修会	4日（土）5日（日）	足立小学校	58人
	5日（日）11日（土） 12日（日）	舎人小学校	57人
	11日（土）18日（土）	興本小学校	30人
	11日（土）	中央本町地域学習センター	19人
	12日（日）18日（土） 19日（日）	本木小学校	15人
	12日（日）19日（日）	綾瀬小学校	22人
	18日（土）19日（日）	辰沼小学校	30人
		湍江小学校	50人
		江北小学校	16人
花保小学校		56人	
ジュニアリーダースーパー 研修会	5日（日）	梅田地域学習センター	34人
	26日（日）		34人
アートワークショップ i n 東京未来大学	12日（日）	東京未来大学	25人
二十歳の集い実行委員会	2日（木）	1202 会議室	19人
	16日（木）		19人
	30日（木）		19人

行事実施結果（5月1日～5月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
足立ジュニア吹奏楽団 入団式	5/11（水） 18:30～19:30	西新井文化ホール	50人 ※ 新入団員3人
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会 委託先：（株）フクシ・エンタープライズ	5/13（金）～5/30 （月） 計5回	生涯学習センター 他 計5会場	214人
スポーツ指導者スキルアップ講習会 運動機能向上のためのトレーニング（前期高齢者の運動指導） 講師：田中 秋乃氏（健康運動指導士）	5/14（土） 13:00～17:00	生涯学習センター	29人
あだち放課後子ども教室 「見守りスタッフ」活動説明会	5/26（木） 10:00～11:00	生涯学習センター	7人
子どもの未来応援アウトリーチコンサート in 親子サロン 出演者：山本 奈央氏（オカリナ） 志野 文音氏（ギター）	5/26（木） 11:10～11:40	エル・ソフィア	21人
第84回 あだちアートリンクカフェ テーマ：「デザインの仕事」と「地域活動」 ゲストスピーカー：猪又 章夫氏 （ろじゅらデザイン・デザイナー／千住いえまちメンバー）	5/27（金） 18:30～20:00	生涯学習センター	17人
スポーツ指導者スキルアップ講習会 運動あそびと体力向上トレーニング（小学生の運動あそび） 講師：篠原 俊明氏（共栄大学講師）	5/28（土） 13:00～17:00	生涯学習センター	17人
あだち放課後子ども教室実行委員会	5/31（火）	栗原小学校	-

動画配信

配信月	内容
2月～配信中	あだち放課後子ども教室 「スタッフ募集」 YouTube 配信、Facebook 配信（公社 HP から視聴可能）

行事实施予定（6月1日～6月30日）

事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室 安全管理員研修会① 「子どもとの接し方」～ 「特別な配慮を必要とする子」の理解と見守り～ 講師：鈴木 茂義氏（元東伊興小学校主任教諭 上智大学基盤教育センター非常勤講師ほか）	6/3（金） 10:00～12:00	生涯学習センター	90人
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会 講師：（株）フクシ・エンタープライズ派遣講師	6/5（日）～ 6/23（木） 計3回	生涯学習センター 他 計3会場	150人
あだち放課後子ども教室実行委員会	6/7（火）～ 6/22（水）	六木小学校 他 計3校	-
コンサート in ミュージアム 六町ミュージアム・フローラ （1日2回公演） 1,000円（施設側の収入） ※ 18歳以下無料 出演者：白石 光隆氏（ピアノ） ゲスト：大前 恵子氏（ソプラノ）	6/19（日） 2回公演 ①13:00～14:15 ②15:30～16:45	六町ミュージアム・ フローラ	計50人 1回25人
読み語りキャラバン in ギャラクシティ 手作り大型絵本の読み語り、詩の朗読など 出演：「読み語りキャラバン隊・きらきら」の有志	6/16（木） 11:00～11:30	ギャラクシティ	20人
おりがみサポーター交流会 I サポーター活動の確認事項・情報交換・おすすめ 折り紙の指導	6/22（水） 10:00～12:00	生涯学習センター	70人